

平成26年第1回由利本荘市議会定例会（3月）会議録

平成26年3月6日（木曜日）

議事日程第3号

平成26年3月6日（木曜日）午前9時30分開議

第1. 会派代表質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 社会民主党 4番 今野英元 議員
日本共産党 5番 佐々木隆一 議員

第2. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 11番 渡部専一 議員
22番 長沼久利 議員

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（25人）

1番 鈴木和夫	2番 三浦秀雄	3番 伊藤岩夫
4番 今野英元	5番 佐々木隆一	6番 湊貴信
7番 佐藤徹	8番 吉田朋子	9番 三浦晃
10番 高野吉孝	11番 渡部専一	12番 大関嘉一
13番 高橋和子	14番 伊藤順男	16番 高橋信雄
17番 井島市太郎	18番 佐藤勇	19番 渡部功
20番 佐藤譲司	21番 佐々木慶治	22番 長沼久利
23番 佐藤賢一	24番 梶原良平	25番 土田与七郎
26番 村上亨		

欠席議員（1人）

15番 渡部聖一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	藤原由美子
副市長	石川 裕	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	阿部太津夫
企画調整部長	伊藤 篤	市民福祉部長	大庭 司
農林水産部長	三浦 徳久	商工観光部長	渡部 進
建設部長	木内 正勝	矢島総合支所長	佐藤 晃一
由利総合支所長	庄 司 昭一	東由利総合支所長	佐々木 喜隆
西目総合支所長	佐々木 政徳	教育次長	佐藤 一喜
消防長	佐々木 輝一	総務部危機管理監	遠藤 正彦

市民福祉部政策監 兼福祉事務所長	小川弘	市民福祉部次長 兼福祉支援課長	村上祐一
総務部財政課長	井上寿子	市民福祉部 健康管理課長	佐々木正人
市民福祉部 子育て支援課長	高橋進一	市民福祉部 長寿支援課長	大井法生

議会事務局職員出席者

局長	三浦清久	次長	高橋知哉
書記	佐々木紀孝	書記	小松和美
書記	佐々木健児	書記	今野信幸

午前 9時29分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

15番渡部聖一君より欠席の届け出があります。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（鈴木和夫君） 本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

社会民主党代表、4番今野英元君の発言を許します。4番今野英元君。

【4番（今野英元君）登壇】

○4番（今野英元君） おはようございます。

社会民主党の今野英元であります。代表質問を行います。

大項目1、番号法の導入について質問いたします。

平成24年5月24日に、名前が長いんですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律——これが番号法なんですが、この法律が国会で成立して、5月31日に公布されました。番号制度とは何かということですが、国の各府や省、そして都道府県、市町村、または日本年金機構や健康保険組合などで、さまざまな機関が保有する個人情報がある同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となるものであります。

これまで、私たちの国においては、このような基盤がなかったということでもあります。例えば、私が市役所に申請に来て、私の情報が県の持っている情報と本当に同一の情報なのかということを確認するすべがないので、私が私であることの証明を私自身がやらなければいけないということになります。私が県の情報を持っているのに、まず私が県に出向いてその証明書をとってきて、その後で市役所の窓口に行くということがほぼ日常的に行われています。このような事務的な作業にかかる時間と手間は、市民にとっては大変大きな負担になるものであります。

例えば、中学生以下の子供のいる人は、毎年6月になりますと、児童手当、そして特

例給付の現況届で、最低限、健康保険証や年金加入の証明書を提出する必要がありますし、転出や転入をした人は、以前住んでいた市町村からわざわざ郵送で所得証明書などを取り寄せなければいけません。

このように、子育てでさまざまなサービスを行政から受ける場合のほかに、引っ越しや転職、退職、そして肉親の死亡などで、数多くの行政上の手続をしていかなければいけません。まさに、人の生涯、出生から転職や死亡まで、各ステージにおいて行政手続は必要なものとなっています。ましてや、障害を持っている人やひとり親で子育てをしている人、ひとり暮らしの高齢者の人など、社会全体で手を差し伸べていかなければいけない人たちが行政の支援を受けるためには、自分で役所間を走り回らなければいけないという事態となっています。

番号法は、現在のこのような手間と時間と費用がかかる確認作業における、市民や行政の負担を取り除く法律だと言われています。番号法が成立して、各市町村では、個人番号の指定、通知、個人番号カードの交付、個人番号の利用、特定個人情報の照会や提供、特定個人情報保護の評価、個人情報の保護条例などの改正、また、これらの業務に伴って、システム改修などを行っていかねばならないということでもあります。

質問であります、番号法は、これまでの市の行政になかった業務でありますし、関係する部署が大変多岐にわたっております。そして、この制度自体が大変わかりにくく、市民は多分1回、2回の説明ではわからないと思います。職員も、この番号法のシステムや制度が1回では理解できないのではないかと考えています。市としては、市民や職員にどのような説明の機会をつくっていくのか。また、番号法というこの制度の導入によって、市の業務がどのように変わっていき、市民サービスがどのように変わっていくのか。一番大切なことなんですが、個人の情報が全て一元化されるということでもありますので、プライバシーや個人情報がきちんと守られるのか、伺うものであります。

大項目2の生活保護法と生活困窮者自立支援法について。

(1)生活保護法についてお伺いします。

厚生労働省は、昨年12月に、全国で生活保護を受給している世帯が平成25年9月の段階で159万911世帯、受給者が215万9,808人ということで、過去最多を記録したと発表しました。生活保護法ができたのは昭和25年でありますから、私が昭和23年生まれですので、私が生まれて2年後にできたわけですが、その当時は、まだ戦後の混乱期でありまして、国民の生活が大変な時代でありました。定職につけなかった人たちが多くいて、それで生活保護法ができたわけですが、現在は、その時代よりもある意味では生活がしにくい時代ということだと思います。

ここ15年から20年の経済の停滞や、よく失われた20年という言葉がありますが、雇用環境の変化、そして国民や住民生活の経済的な基盤を揺るがしている中で、貧困と社会的格差の拡大、深化が社会の中で進んでいるということなんです。それに伴って、低所得者対策の利用者や貧困対策である生活保護の受給者の数が、ここ数年だんだん増大しているということでもあります。秋田県の生活保護受給世帯は、昨年12月の段階で1万1,509世帯、受給者の方が1万5,415人なんですが、①本市の直近の受給世帯、受給者数、保護率についてお聞きしたいと思います。

平成24年度版の福祉の概要によりますと、本市では582世帯で、778人が受給して、保

護率が9.4パーミル、パーセントというのは100に対して幾つかということであり、パーミルというのは、1,000に対して幾つかということで、本市の保護率は9.4パーミル、平成24年度版の福祉の概要ではそうになっておりますが、直近の本市の受給者数、受給世帯、保護率についてお伺いするものであります。

②本荘地区保護率16.3パーミルについてお聞きします。

2010年の保護率は全国平均15.2パーミルとなっておりますが、本荘地区の保護率が16.3パーミルということで、高い率になっていきます。市ではこの数字をどのように分析しているのかお聞きするものであります。

③本市の捕捉率についてお伺いします。

捕捉率という言葉、なかなか聞きなれないんですが、受給要件がある人や制度を利用することができる人のうち、実際にその制度を利用している人の割合を示す値であります。厚生労働省は公式に捕捉率を出していないんです。国で貧困世帯の数をはっきり把握していない。民間の研究者などが捕捉率を出していますけれど、市で捕捉率を出したことがあるのか。もしあれば、本市の捕捉率はどのくらいになっているのかということをお聞きしたいと思います。

(2)の生活困窮者自立支援法について質問いたします。

国では、昨年12月6日に、生活保護の引き締め策、そして生活に困る人の支援策をセットにした改正生活保護法——改正なのか改悪なのかということで、これから生活保護を受給する人には厳しい生活保護法になっているのですが、あわせて生活困窮者の自立支援法が成立しました。多分、生活保護法が昭和25年に施行されて以降、大変大幅な見直しなんです。

この生活保護法と生活困窮者の自立支援法がセットになって出てきたということで、この2つの法案と市がどのように向き合っていくのかということが大変重要な点であります。とりわけ、生活困窮者の自立支援法については、この法案がなぜ必要なのかという理念や方策についての基本的な事項は一応示されておりますが、具体的な方策については示されておられません。施行が平成27年ということで、時間的に若干余裕があるんですが、この生活困窮者の自立支援法の基本的な考え方として、国のほうでは2つ挙げております。

第1点としては、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行う、そして、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることで、困窮状態から脱却を図るということでありまして。

第2点として、地方自治体が実施主体となって民間団体と協働して取り組むとし、その具体的な方策として、生活困窮者の自立と新たな相談支援体制、自立支援の相談事業、就労に向けた生活訓練や社会訓練、技術習得訓練などの就労準備支援、そして住宅確保給付金の支給や子供、若者の貧困の防止など7点を挙げております。この事業の運営実施主体を社会福祉事務所設置自治体、要するに自治体で直営で行うほかに、社会福祉協議会や社会福祉法人に委託して行ってもいいということなんです。

事業は必須事業——必ずやらなければいけない事業と任意事業に分かれておまして、必須事業の第1点として、自立相談支援事業の実施をしなければいけない、もう1つが居住確保給付金の支給であり、この2つは各自自治体でやらなければいけない方策であり

ます。任意事業としては、就労準備支援事業や一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業の4点があります。必須事業においては、国の補助が4分の3、任意事業でも国の補助が3分の2や2分の1となっているんです。今後自治体でこの事業に具体的にどういう方法でかかわるのか、誰がどのような支援方法を行うのか、どのような財源を使って行っていくのかが大切であり、問われてくることになります。

①の市の取り組みについてお聞きしますが、この法律の施行が、先ほど言いましたように平成27年4月ということで、若干時間的な余裕があるのですが、今後各自自治体で検討していくことになると思います。そこで、市の基本的取り組みの姿勢について伺うものであります。

②必須事業と任意事業についてでありますけれども、市としては、必須事業はやらなければいけないということになるわけですが、4つの任意事業については行うのかどうか、または検討中なのか伺うものであります。

③職員の増員についてお伺いします。

この事業を行うことによって、各自自治体の取り組みの結果が出てくるわけです。各自自治体の取り組みが問われることになります。就労、自立した人数と生活保護を受給せずに済んだ人の数が明らかになるということで、取り組みの結果がきちんと数字で出てくることになります。この事業を本格的に行うのであれば、現在の職員数で足りるのか。専門の職員やケースワーカーの増員が必要だと思うのですが、この点に関して、市としてはどのように考えているのかお伺いするものであります。

大項目3の行政改革についてお伺いします。

(1)の特養老人ホーム等の指定管理者制度移行についてであります。

東由利地域の東光苑は昭和61年設置ですから、28年目になります。50床のベッドがあり、正規職員が25人、臨時職員が31人の計56人で運営されています。鳥海地域の鳥寿苑は、平成2年ですから24年目になるんですけれども、これも50床のベッドで、正規職員が21人、臨時職員47名で68名で運営されております。

問題なのは、特別養護老人ホームを指定管理者制度へ移行させるというのが今回の市の政策です。平成25年8月に発表されました移行基本計画、実施計画では、公立保育園の民営化計画も示されています。公立保育園は後で質問します。

この計画案によれば、特養老人ホーム、公立保育園の民営化に関して、民間のノウハウを生かして、保育や介護の質を落とさないでサービスの向上をする、多様化するニーズに対応する、組織のスリム化を行って、職員の定員管理と財政基盤の確立を行う、これが制度導入の大義名分であります。小泉構造改革以来、行き過ぎた規制緩和路線というのが、この十何年間ずっと言われてきて、その結果を見てみますと、必ずしも民間が全てにおいてすぐれているということではないのです。そして、かつ効率的でもないということがわかってきております。本市が指定管理者制度を導入した温泉施設などでも、必ずしも効率的に運営が行われているとは限りません。

①これまでの運営内容の総括についてであります。東光苑28年、鳥寿苑24年と、この2つの特養老人ホームは長い歴史を持っておりますが、これまでの運営内容をどのように総括しているのかお聞きします。

②経費削減、組織のスリム化についてお伺いします。

指定管理者制度は、これまで公民館や温泉施設などに導入されてきましたが、特養老人ホームへの導入の本当の目的は——大義名分の中にも入っておりますが、経費削減、組織のスリム化なのかについてお伺いするものであります。

③政策目的の優先順位についてお聞きします。

地方自治法第244条の2の第3項、これは指定管理者制度についての規定であります。公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに指定管理者制度を行わせることができるということです。ですから、指定管理者制度の導入は、単なる経費削減のための導入ではありません。そうはいっても財政事情が厳しいので、という言い分になるかと思うのですが、そういう言い分は、ほかの政策目的と比べて、施設が果たそうとしている政策目的の優先順位が低いということを行っているだけに過ぎないのではないかと思います。特養老人ホームの政策目的の優先順位についてお伺いするものであります。

④サービスの向上と経費の削減についてお伺いします。

制度自体の導入動機として、地域住民に対するサービスの向上と、以前と比較した経費の削減が求められているとしていますが、サービスの向上と経費の削減は、そもそも相反する関係にあるものであって、一方だけの偏った導入というのは、制度導入の趣旨を履き違える結果となるのではないかと思います。サービスの向上と経費の削減を並行して行うには、どのような方策があるのかお聞きするものであります。

⑤複数の申請者についてであります。

指定管理者制度が導入されてすぐの平成15年7月17日付の総務省通知では、指定管理者制度導入に伴い、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させるように通知しております。東光苑と鳥寿苑について、複数の申請があると予測しているのかどうかお伺いするものであります。

(2)の公立保育園民営化計画についてお伺いします。

このたびの公立保育園の民設民営化計画では、平成27年に亀田、ゆり、西目、平成28年に大内地域の3保育園、川内、笹子の各保育園を民設民営化するというものであります。平成25年7月の段階で、この8つの保育園にかかわる正職員数は49名、臨時職員、パートが合わせて96名で、合計では145名の職員。また、子供の入所者数は565名で、これを制度移行して民設民営化するという政策です。

平成20年当時、市は平成21年から24年にかけて、9つの公立保育園に指定管理者制度を導入するというので、平成20年6月1日付の広報ゆりほんじょうで、亀田保育園とゆり保育園の指定管理者を公募した経緯がありましたが、そのときは指定管理者制度導入には至りませんでした。

①民設民営の政策決定と理由、保育ビジョンについてお伺いします。

公立保育園の民営化については、先ほども言いましたように平成21年から24年にかけて指定管理者制度を導入という計画でありましたが、今回は平成27年から28年にかけて、民設民営へ移行するという政策であります。この政策決定がどのような協議の中で行われてきたのか。今回のこの行政改革の中で1番、2番に挙げられているのが特養と保育園であります。最も立場が弱くて声が上げられない、上げにくいこの施設を民営化するという理由は何なのかということでもあります。

また、各保育園には地域の状況や子育て環境、各保育園の成り立ち、独自性、歴史性、そして保護者と保育園、地域の人々を取り巻く環境というものがあります。子供と親のライフライン、生活の場としての保育園をきちんと保障していくという役目が行政にはあります。そのために、民営化をどうしても行うのであれば、制度移行に伴って、保育園はこうあるべきという保育ビジョン、保育園の指針を策定して住民に示す必要があるのではないのでしょうか。このことに関して見解をお伺いするものであります。

②公立保育園の果たしてきた役割、評価と民営化のデメリットについてであります。

これまで公立保育園は施設の安定性、保育士の継続性、定着率の高さがあると言われてきました。保育士はやはり福祉の専門職なんです。ですから、「保育は人なり」まさに名言であります。市の責任性と保育サービスとが一体となって、地域への密着性、責任制、そして子育て支援の拠点を担ってきたのであります。この公立保育園の果たしてきた役割と評価を市ではどう見ているのかお伺いするものであります。

また、市の民営化計画、素案ですが、この計画では、民営化のメリットとして、保育の質を落とさないで、多様なニーズに応じて、コスト削減、人員削減を行うと、バラ色の民営化をうたっております。

保育園の民営化に際して、それは大変ありがたい、ぜひうちの保育園も民営化してほしいなどといって喜ぶ親や保護者がいたなどということは聞いたことがありません。親や保護者であれば、さまざまな疑問や不安が出てくるのは当然のことです。

市では民営化のメリットを強調していますが、デメリットについては何も触れられておりません。民営化はメリットだけがあってデメリットは何もないのか、この点についてお伺いするものであります。

③これまでの保育実践の中での問題点と平成26年度予算に占める公立保育園の運営費についてであります。

公立保育園は、子供が人生の最初に受ける社会保障であります。教育に入る以前の子供の生活を、公立保育園がきちんと責任を持って運営していくことを自治体の使命としている、これが公立保育園であります。まさに、社会的に必要なコストなんです。社会的に必要なコストを無視した社会福祉政策、子育て支援などというものはありません。これまでの保育の実践、運営の中で何か問題となるものがあつたのかお伺いするものであります。

また、公立保育園の運営費は平成26年度の本市の予算全体の中で何%に当たるものなのかお伺いするものであります。

④公立保育園の選択権と行政の裁量権についてであります。

児童福祉法の第24条では、保護者の入所時点での保育園の選択権と保育の実施期間中、保育を継続して受けること、つまり、選択した園から無理やり転園などさせられないということを法的利益権利として認めているんです。つまり、保育の実施期間中に民営化するというところに問題はないかということでもあります。行政の裁量権を逸脱しているのではないか、この点についてお伺いするものであります。

大項目4、子宮頸がんワクチンの接種についてであります。

平成25年4月より、子宮頸がんワクチンは予防接種法第5条の第1項に基づいて定期接種となって、市町村が予防接種事務を実施することになりました。しかしながら、国

会審議の中では、子宮頸がんワクチンに関して大変な議論があり、副反応の報告率では、ほかのワクチンに比較して大変高い比率を示しているということを政府も認めています。

厚生科学審議会と衛生審議会の合同会議においても、このワクチン接種と因果関係を否定できない副反応があるということで、国は、平成25年6月14日、この子宮頸がんワクチンの予防接種が決まってから2カ月しかたっていないのに、子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルスワクチンの接種について、定期接種はやめないが、積極的な勧奨はしないようにということで、地方自治法第245条の4第1項に基づいて、各市町村に勧告を出したんです。

平成25年12月には、横浜市会の第4回定例会におきまして、子宮頸がんワクチンの予防接種に関する意見書が全会一致で可決されています。子宮頸がんワクチンの接種後に原因不明の継続的な痛みや脱力感などがあって、重篤な症状が複数報告されているということでもあります。横浜市会の意見書は、副反応の因果関係が明確になるまでの間、ワクチンの定期接種の積極的な勧奨は行わないように要望し、副反応に対する治療法の確立と治療体制の充実を早期に進めるとともに、必要な予算措置を講ずるよう求めています。

過去においても、予防接種に伴う薬害、予防接種禍というのは、例えば麻疹、ムンプス、風疹などに関して、さまざまあったわけで、国はそのたびに慎重に行う方針から保護者の同意の義務化、そして中止などもしたことがありますけれど、常に積極的な勧奨を差し控えるようにという姿勢がとられております。この子宮頸がんワクチンに関して、今後の対応として、国や専門家の曖昧な態度が現場を困惑、混乱させることは確かです。明確な指針を出せばいいというものでもなくて、危ない予防接種を安全だと明確に言われても、市民、住民は困ることでもあります。国の方針が曖昧であり続けるのは当然と受けとめて、その中で市としてどうやって決断していくのか。

平成25年12月25日の国の発表では、今まで子宮頸がんワクチンを受けた方が全国で337万人、副反応の報告があったのは1,017人、この1,017人という数字が多いかどうか、1年間でこの数字が多いかどうかというのは検討の価値はありますけれど、質問は、本市の今まで子宮頸がんワクチンの接種人数と、副反応の報告があったのかどうか。また、積極的な勧奨は行わないとする勧告について、本市の考え方を伺うものであります。以上、質問を終わります。

【4番（今野英元君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

今野英元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、番号法の導入についてにお答えいたします。

国では、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するため、昨年5月に番号法関連4法案が成立、公布されました。

これにより、平成27年10月から全国民に個人番号が通知され、28年1月から個人番号カードの交付と番号の利用が開始されます。また、平成29年1月から国の機関で、7月からは地方公共団体との情報連携が始まる予定であります。

制度の導入により、市民が申請、届け出などを行う際に添付書類が削減されるなど、負担の軽減と利便性の向上が見込まれるとともに、行政事務の効率化や簡素化が図られます。

市では、今後、国の広報活動と連携しながら、ホームページや広報などで、制度の仕組みや番号の利用について、市民への説明、周知を行ってまいります。

また、市内では、昨年12月とことし1月に、関係職員による番号制度の勉強会を実施しております。今後、プロジェクトチームを立ち上げ、制度の円滑な導入とさらなる市民サービスの向上のために準備を進めてまいります。

特に、懸念されている個人情報の漏えいについては、個人番号の取り扱いや管理の方法、新たに導入される個人情報保護評価の実施など、番号法及び関係法令の厳格な運用により防止対策に万全を期してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、生活保護法と生活困窮者自立支援法についての(1)生活保護法についての①本市の直近の受給世帯、受給者数、保護率についてにお答えいたします。

本市の平成26年1月における生活保護受給世帯は611世帯、受給者数は818人でありませんが、保護率は9.8パーミルとなっており、いずれについても年々増加しております。

次に、②本荘地区保護率16.3パーミルについてにお答えいたします。

本市における本荘地区の保護率が全国平均と比較して高いことについてであります。公営住宅や民間賃貸住宅が当該地区に多いこと、傷病を抱える方にとっては、医療機関が近くにあること、離職し新たに就労を目指す方にとっては、ハローワークや事業所が近くにあることなどから、当該地区への転居が多いものと分析しております。

次に、③本市の捕捉率についてにお答えいたします。

捕捉率の算定に必要な個々の世帯の収入や貯蓄状況の個人データを持たない本市では算定できないため、お答えすることができませんので、御了承をお願いいたします。

次に、(2)生活困窮者自立支援法についての①市の取り組みについてにお答えいたします。

この法律は、生活に困窮されている方に対し、生活保護に至る前の段階で自立支援策を講ずることによって、自立の促進を図ることを目的としております。成立間もないこともあり、その具体的な実施方法については今後の検討となります。

市といたしましては、国の制度円滑化対策事業を活用するなどし、スムーズな実施に努めてまいります。

次に、②必須事業と任意事業についてにお答えいたします。

任意事業のうち、特に、一般就労に向けた基礎的な能力を身につけていただく就労準備支援事業と、いわゆる貧困の連鎖を防止するための学習支援事業について、必要性が高いと考えております。

これらの事業の実施につきましては、今年度及び来年度、全国68自治体で実施予定のモデル事業の検証結果を踏まえ、検討してまいります。

次に、③職員の増員についてにお答えいたします。

自立相談支援事業などの実施につきましては、相談支援員など専門職員の配置が想定されており、今後、養成研修を活用するなどし、必要な人材の確保に努めてまいります。

市といたしましては、この事業と生活保護法に基づく事業を一体的に実施し、早期の

自立を支援してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、行政改革についての（1）特別養護老人ホーム等指定管理者制度移行についての①これまでの運営内容の総括についてにお答えいたします。

特別養護老人ホーム東光苑は昭和61年に、鳥寿苑は平成2年に開設され、以来、高齢者や要介護認定者の増加に対応しながら、介護サービスを提供しているところでありま。また、地域との交流を深めながら運営に当たってきており、地域の中核福祉施設としてその役割を担っております。

2つの施設とも、地域における高齢化が進む中、介護度が高く、在宅生活が困難な方々を受け入れる施設として、高齢者福祉の増進に大きな役割を果たしてきたものと考えております。

次に、②経費削減、組織のスリム化についてにお答えいたします。

地方自治法では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されており、本市でも、良質な住民サービスを継続的に提供できる体制づくりを目指し、経費の削減や組織のスリム化など、行財政改革に取り組んできております。

その手法の一つとして、市民参画や協働の考え方にに基づき、公の施設に指定管理者制度を導入し、住民サービスの向上や行政コストの縮減など、管理運営の合理化を図ってきております。

御質問の特別養護老人ホームの指定管理者制度の導入については、経費削減、組織のスリム化のほか、民間事業者のノウハウや専門知識を活用し、住民サービスの向上を図る観点から判断したところでありま。

次に、③政策目的の優先順位についてにお答えいたします。

指定管理者制度は、財政負担の軽減を期待するとともに、サービスの質の向上を図り、多様化する住民ニーズに応え、民間ノウハウを活用するため導入するものであります。

介護・高齢者福祉の政策目的は、介護が必要になっても、高齢者が住みなれた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い医療・介護・福祉サービスを将来にわたって確保することと認識してあります。

御質問の政策目的の順位ということにつきましては、それぞれの施策について、市民の要望に応えるべく実施しているところであり、その重要性は全て同じであると考えております。

次に、④サービスの向上と経費の削減についてにお答えいたします。

指定管理者制度の導入は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理、運営に民間事業者の能力を活用しつつ、これまでの住民サービスも低下させず、経費の削減等を図ることを目的としてあります。

民間事業者の迅速で効率的な対応は、施設機能のさらなる向上とコスト削減が期待され、サービスの向上と経費の削減のいずれか一方だけに偏ったものではなく、双方を可能にするのが指定管理者制度の導入であると考えてあります。

次に、⑤複数の申請者についてにお答えいたします。

指定管理者の募集につきましては、市の条例に基づき、また指定管理者制度移行基本計画及び実施計画に沿い、5月には公募したいと考えてあり、その際は複数の申請者が

あるものと見込んでおります。

次に、(2) 公立保育園民営化計画についての①民設民営の政策決定と理由、保育ビジョンについてにお答えいたします。

本市においても、出生数の減少が続く中で、子供の成長段階に配慮した保育環境の整備や子育て支援の充実が求められております。

公立保育園の運営の見直しについて、平成20年の集中改革プランでは、保育園の指定管理者制度の導入を目指したものの、指定管理の期間が限定されるなどの課題があり、導入には至らなかった経緯があります。

その後、これまでも、議会の一般質問において、保育園のあり方については、地域の特性や実情にも考慮し、園児数の減少化傾向などを精査しながら、民営化を有力な選択肢の一つとして検討してまいりたいと答弁してきております。

このたび、公立保育園を民営化することで、運営費や施設整備費に国の補助を活用できるというメリットを生かし、子育て支援関係の事業費を捻出しながら、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対して柔軟かつスピード感を持って対応することを目的として、民営化計画(素案)を策定したところであります。

また、市の保育ビジョンについてであります。次世代支援行動計画において、子供の幸せを第一に考えるとともに、サービス利用者の生活実態や意向を十分に踏まえ、安心して働くことができる保育サービスの提供体制を整備していくと定めており、各園の適切な保育計画をもって、家庭や地域との連携を深め、保育サービスの向上と充実に努めてまいります。

次に、②公立保育園の果たしてきた役割、評価と民営化のデメリットについてにお答えいたします。

本市には、合併前から公立保育園が設置されており、それぞれ、未来を担う子供たちを健やかに育てていくために、地域住民からの要請に応えながら、子育て支援の中核的な児童福祉施設として、その責任と役割を担ってきたものであります。

御質問の、保育園民営化のデメリットについてであります。2月1日現在、市内の保育園児の約74.5%が民間保育園を利用しております。公立も民間も同じ保育指針による施設基準と保育士配置基準であり、民営化に関するデメリットはないものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、③これまでの保育実施の中での問題点と、平成26年度予算に占める公立保育園の運営費についてにお答えいたします。

地域の子育て家庭にとって、保育園は核となる施設であり、これまで公立保育園として保育を実施する中での問題点はありませんが、先ほどもお答えしましたとおり、民営化することにより、国補助の活用や、多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応できることのメリットは大きいものと考えております。

なお、この公立保育園費の平成26年度の一般会計予算に占める割合は1.3%で、総額は約6億6,980万円であります。

次に、④公立保育園の選択権と行政の裁量権についてにお答えいたします。

御質問にありました、保育の実施期間中の民営化について、経費節減や多様な保育ニーズへの対応という目的の合理性、また、新しい保育所での保育の継続性と水準の保持

という理由に関しては、過去の判例において適法とされており、行政の裁量権の範囲内と捉えております。

したがいまして、公立保育園の民営化に当たっては、保育を受ける法的利益を最大限に尊重し、計画（素案）にありますとおり、地域の実情に十分考慮しながら、丁寧に説明し、関係者の方々の御協力と御理解を得た上で、必要な引き継ぎ期間などを設け、子供と保護者に不利益を与えることなく進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、子宮頸がんワクチンの接種についてにお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、平成22年度より任意予防接種として開始し、平成25年4月からは、予防接種法の改正に伴い、定期予防接種として実施してまいりました。

平成25年6月に厚生労働省は、一部接種者で発生した慢性疼痛などの有害現象と接種との因果関係や発症頻度について実態調査が必要とし、接種の積極的な勧奨を控えるという決定をいたしました。これを受け、本市では、現在接種の積極的な勧奨を控えているところであります。

本市における接種状況についてであります。平成24年度末までに延べ5,564の方が接種を受け、平成25年度は、1月末まで延べ51の方が、有効性とリスクについて医師からの説明を十分理解した上で接種しておりますが、現在までに、ワクチン接種後の有害現象と見られる症状は報告されておられません。

市といたしましては、今後も国や県を初め、医療機関との連携を密にしながら慎重に対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君、再質問ありませんか。

○4番（今野英元君） 大項目3の（1）特別養護老人ホーム等指定管理者制度移行についての①これまでの運営内容の総括について、お聞きします。

今の市長答弁によりますと、東光苑、鳥寿苑の運営内容というのは、各地域の中核施設として、非常に地域になじんで大きな役割を果たしてきたということで、評価は大変高いわけです。この、大きな役割を果たしてきた施設が、これから指定管理者制度に移るときに、民間活力、ノウハウだけでその施設がこれまで以上の高い運営形態になるかどうかというのは、なかなかわからないことだと思うのですが、高い評価をして、地域で大きな役割を果たしてきたということになれば、何も指定管理者制度導入という必要性が余り感じられなくて、今の状況のままで十分対応できるのではないかと思うのですが、その点いかがですか。

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 担当部長からお答えいたします。

○議長（鈴木和夫君） 大庭市民福祉部長。

○市民福祉部長（大庭司君） ただいまの御質問についてお答えしますが、現在、特養については、全国で約92%が社会福祉法人で経営されております。自治体が経営しているのが7.4%ぐらいという実態でありまして、議員も御承知のとおり、東光苑、鳥寿苑も、約25年前に設置されたわけでありまして、そのときは、受け入れる社会福祉法人がなか

なかなかあったという実態がありまして、その後の社会の変遷や、規制緩和等により、今は社会福祉法人が受け入れるという土壌ができていると認識しております。その中で、市直営でなくても、民間事業者の迅速で効率的な対応によって、施設機能と市民サービスの向上と経費の削減などが可能になるのではないかと考えたわけでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 指定管理者制度ができて、公民館、それから、温泉施設を指定管理者制度に移行させるというのは、これは私も大体わかります。しかし、特養の老人ホームに関しては、やはり職員及び臨時職員の方たちがいますし、地域の住民の方が入っているということで、特養老人ホームに指定管理者制度を導入するとき、（1）の①運営の内容等総括で質問したとおりに、直営でやってきて成果のあったものを民間に移して、果たしてそれが——民間のノウハウというのは、大庭部長もわかっているとおりに、やはりかなりもうけなければいけないという、シビアなものなんです。ですから、民間のノウハウを使って、今まで直営でやってきたものを移行していくというのは、かなり無理もあるし、職員や臨時職員の方たちがその場を離れていく場合も結構あるんです。そういった問題が、市の中でも十分検討されて、練られてきてはいるんでしょうが、納得いく状況でスムーズに移行できるのかどうか。これまでの運営内容の総括という点からお聞きします。

○議長（鈴木和夫君） 大庭市民福祉部長。

○市民福祉部長（大庭司君） 民間と申しまして、私たちが今考えているのは、あくまでも社会福祉法人を相手にしたいと思っています。いわゆる、社会福祉法人は、法律によって規制されている部分もあるわけでありまして、議員が今心配しているところも、網羅されていると私たちは認識しています。したがって、民間としてのやり方について、当然市としても監視、管理、監督していきますけれども、心配はないだろうと思っています。

それから、移行に対しまして、いろいろと問題点が出てくると思います。それら一つ一つを整理しながら、解決していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 大項目3の（2）公立保育園の民営化計画についての②公立保育園の果たしてきた役割、評価と民営化のデメリットについてお聞きします。

この民営化計画というのは、やはり市としてはある種大変な決断だと思います。今まで地域で公設でやってきたものを民設民営化するということは、大英断だと思うのですが、やはり地域に与える影響を考えたときに、市長の答弁で、民営化のデメリットは何もないと言い切りましたけれども、本当に、民営化のデメリットは何もないんですか。もう一度お聞きします。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 市民福祉部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 大庭市民福祉部長。

○市民福祉部長（大庭司君） 先ほど市長もお答えしましたけれども、市内の保育園児も

74%が民営の保育園で育ってきているわけでありまして。私も当然その中で育ってまいりました。今までのそういう経緯の中で、特段デメリットと思われる部分は見つからないと思います。先ほども市長が申しあげましたように、市の直営であろうが民間、いわゆる社会福祉法人の経営であろうが、市が管理監督、入園の申請等、全て管理しているわけでありまして、いわゆるデメリットというものは特段見当たらないのではないかと判断しているところでございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 例えば公立保育園から民営化されたときに、保育の内容は変わらないのですが、保育士が変わる場合があります。保育の質が落ちるのではないかとよく言われますが、それを避けるために、例えば職員であった保育士さんが民営化になっても何カ月間はそこにいなければいけないような状態をつくっておいたほうが、子供のためには安心であるということで、そういう施策をとっているところは多いです。保育の内容とか形態が変わると、どこかでひずみが出てきたり、それを補強してやらなければいけないということで、デメリットというのは考えておくべきじゃないんですか。今の保育園の民営化計画に関して、各地でデメリットは結構出されていますよ。ですから、本市でも多分それは検討や研究、調査、検証したと思うのです。その点は何もないというのは、私はちょっと解せないんですが、もう一度お願いします。

○議長（鈴木和夫君） 大庭市民福祉部長。

○市民福祉部長（大庭司君） 今、議員がおっしゃった部分については、デメリットではなくて問題、課題だと思います。ですから、それは一つ一つ整理して、市長が申しあげましたけれども、相手があることですので十分お話をして、納得していただくという考え方でおりますので、デメリットではないと考えています。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） そうですか。私はそれをデメリットと捉えましたけれども、市では、大きな課題と捉えてください。

それから、最後もう1つ。子宮頸がんのワクチン投与に関してですけれども、市で特別勧奨はしないということを言っていますけれど、ことしの「予算の概要」の主要事業を見ますと、子宮頸がんに関して、未受診者への受診の勧奨を行うということをうたっています。コール・リコールという言葉を使っていますけれど、こちらで呼びかけて、相手がどういう反応をするかということで、受診を勧奨するという文言になっています。

これは国も悪いんです。積極的な勧奨をするなという。これは市に言ってもしようがないことなんですけれど、こういうことが積極的な勧奨になるということを何も示さないうで、積極的な勧奨はするなというやり方というのは、非常に現場が混乱するし、受け取った市のほうでも混乱すると思うんです。

もう一度お聞きしますけれども、受診の勧奨をするとなっていますが、これはやはり積極的な勧奨には当たらないという見解ですか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 市民福祉部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 大庭市民福祉部長。

○市民福祉部長（大庭司君） 今議員がおっしゃったのは、勧奨ということに関する概念

だと思えますけれど、積極的な勧奨は行いません。あくまでも、先ほど市長が申し上げましたように、例えば3回の接種が必要な方がいて、2回接種済みでもう1回接種しなければならない場合に、接種の必要があるか保健師に相談に来る場合があったとします。そういう場合は、医師に相談して、納得した上で接種を受けていただきたいという考え方でございますので、積極的な勧奨は行わないということで受け取っていただきたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、社会民主党代表、4番今野英元君の会派代表質問を終了いたします。

この際、10時50分まで休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時52分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会派代表質問を続行いたします。日本共産党代表、5番佐々木隆一君の発言を許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 日本共産党の佐々木隆一であります。

きょう6日は、二十四節気の一つ啓蟄、冬ごもりの虫がはい出てくる意であります。この寒さで、少し暖くなるまで休もうかなどと話していることでありましょう。

さて、国会でも新年度予算の論戦が展開されています。4日の参議院予算委員会で共産党の小池晃副委員長が、安倍内閣の憲法解釈の変更で狙う集団的自衛権の行使容認について、日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、自衛隊の武力行使を可能にするものだと追及し、安倍首相はそういう定義だと述べ、海外での武力行使に道を開くことを認めました。

小池氏は、日本が攻撃されていないにもかかわらず、自衛隊員の命を危険にさらし、外国人の命を奪うことになるかと告発したのであります。あのアフガン戦争へ派兵した国の犠牲者は、アメリカの2,300人を初め、イギリス、ドイツなど3,400の方が亡くなっています。市長も市民の安全・安心を守るとよく言われますが、平和であってこそその安全・安心なのではありませんか。

質問です。

1、福祉・医療の充実を。

（1）健康由利本荘21計画について。①検診受診者の推移と領域別到達指標の目標値は。

健康長寿は誰しもが願うところでもあります。この計画は、市の総合発展計画の中に位置づけられて、健やかさと優しさあふれる健康福祉のまちづくりを目標にしており、さらには、長寿社会の生活習慣病に視点を当て、市民が主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康寿命、生活の質の向上を目的としており、健康な長寿社会へ向けて詳細かつ多岐にわたっており、内容もバラエティー豊かで読みやすくなっています。

分野別の指標と取り組みの中で、例を挙げますと、アルコールがありました。アルコールは楽しく飲むべきである。節度ある適度な飲酒、目安として清酒1合だそうであります。私も楽しく飲んで節度ある適度な飲酒をしているつもりですが、清酒1合となると、私も含めて、お酒の好きな方は耳の痛いところでありましょう。県の健康秋田21計画によりますと、平成22年の県平均寿命が男性78.22歳、女性が85.93歳、健康寿命が、男性で70.46歳、女性で73.99歳、平均すると男性が7.76年、女性が11.94年です。つまり男性で約8年、女性で約12年が病気で寝たきり、あるいは介護を受けたりして、不健康な期間であり、健康長寿は容易に手に入れられない実態が浮かび上がってきます。

本県は、自殺率やがん死亡率などワーストの指標も多いのでありますが、元気な高齢者をふやすことは、高齢化率が全国一の本県、本市にとっても重要な課題でありましょう。

本市の計画にあります主な各種検診の目標値に対する受診率はどのように推移していますか。また、領域別到達目標は目標値に対してどのように推移していますか。お伺いします。

②計画の5年間で見えてきた課題は。

計画は、平成21年から25年、今年度までの計画なので、既に結果は判明していることでしょう。最終年度の今年度は、分野ごとにどこまで目標を達成できたかを検討するとともに、新たな計画を立案するときは国や県とも連携し、社会の変化を反映し、長い先を見据えたものであってほしいものと思います。

健康づくり活動に力を入れることは、医療や介護にかかわる費用の増大を食いとめる一助にもなります。死亡原因の半数以上ががん、脳卒中、心疾患などの生活習慣病であります。死亡率またはそれらによる医療費に変化はありましたか。計画の5年間で見えてきた課題は何でしょうか。お伺いします。

③予防医療に力を入れ助成の見直しを。

医療の基本は予防医療にあることは論をまちません。本市合併前には無料あるいは低料金でできた健康診査、ドック健診などが有料あるいは高く設定されてきました。また、市民への情報提供、市民の意識もあるでしょうが、受診率も下がってきているのではないのでしょうか。

予防医療が健全な国保財政のためにも有効だという具体例が長野県であります。長野県は、以前は短命県でありましたが、県の厚生課によりますと、平成2年から19年まで県民1人当たりの医療費及び、後期高齢者医療費の推移が全国47位で、全国平均の約8割となっているのであります。1人当たりの医療費が低い理由としては、1年のうち医者にかかる件数が少ない。その要因は、高齢者の有業率、就業率が高い、農業をやっておられる方が多いようであります。まさしく農業は健康産業と言われるゆえんではありませんか。

また、人口当たりの保健師数が多く、保健指導、広報活動をしている。ひとり暮らしの高齢者数が少なく、家族が在宅福祉を支えている。各地域の学習講座、老人大学などに学んでおり、もちろんきめ細かで緻密な健康診査もやっているのは当然であります。本市も総合的に見直し、例えば保健師などを増員する、健康診査、各種検診などへの市の助成額をふやし受診率を上げて早期発見、早期治療に結びつけば、国保財政にも寄与

することになるのではないのでしょうか。

(2) 簡単な健診で市民の健康管理ができないか。

北海道芦別市では、市立病院で平成24年より始めた簡単にできるプチ検診が市民に好評を得て、市民の健康を守りながら病院経営の健全化を図っているようであります。採血、採尿などワンコインから2,000円まで、検査メニューが血糖、肝臓、痛風、貧血、甲状腺、がんが気になる人、それらを合わせたセットメニューと9項目あります。ここでユニークなのは、予約や保険証が不要であり、時間がない、付き添いで来た、見舞いに来たついでになどの動機で検診することができ、結果は1週間で自宅へ郵送されて、面倒な手続などは一切ありません。全国的には試験的に導入されているようであります。本市でも、市内の病院などと連携し、手軽で簡単な検診体制ができないものか答弁を求めます。

(3) 中学卒業まで医療費の完全無料化を。

本市では、入院医療費は中学3年生まで無料、通院医療費は小学3年生まで無料、6年生までは所得制限があるものの無料とし、子供を持つ保護者の皆さんから喜ばれております。秋田県も県民世論に押され、徐々に医療費の無料化を拡充してまいりました。

隣のかほ市では、去年の市長選挙で横山市長が中学生までの医療費無料化を選挙公約に掲げ、3,700万円を予算化し、県内でも7市町村で中学卒業まで無料化しています。市長の施政方針でも少子化、人口減少対策に思いを寄せており、本市子ども条例には、子供は社会の一員であるとともに、次の世代を担う大切な存在とあります。今後100年間で日本の人口は現在の半分まで減少するとしており、県や本市の人口減少率から推計すれば、もっと早い段階で急激に減少すると見られます。次の世代を担う大切な子供たちのためにも、県内先進地におくることがなく、中学卒業までの医療費を完全無料化すべきであります。また、無料化を拡充した場合、幾らの事業費が見込まれますか。お伺いします。

(4) 後期高齢者医療制度について。

後期高齢者医療制度の実施から間もなく6年、安倍内閣は、制度は定着したなどと言っていますが、年齢で差別して後期高齢者を切り離れた制度をつくったことの欠陥があらわになり、国民との間でますます矛盾を深めています。

4月から、保険料が多くの都道府県で改定され、年4,000円以上の値上げなど、重い負担増が全国で続出することがわかりました。保険料が2年ごとに値上がりを繰り返すのは、75歳以上の人口と医療費の増加に応じて保険料が自動的に引き上げられる仕組みだからであり、そのことは発足当初から指摘されていたのであります。

県の後期高齢者医療広域連合議会では、2月19日の定例会で、平成26年度、27年度の次期保険料は、前期の剰余金、県の財政安定化基金を活用し、据え置きが決定しました。議会は25名の議員で構成され、長谷部市長は議員の一人でもありますが、広域連合議会は、以前から県内の18万5,000人に責任を負う議会としては形骸化していると言われていました。

そこでお聞きします。議会の開会は年何回でしょうか。市長の議員としての就任はいつからですか。出席と欠席の状況はいかがですか。議員の平均の出席率は幾らでしょうか。どのような議論がなされていますか。あわせて、この制度についての市長の見解を

求めます。

2、市民とのふれあいトークの要望、意見は。

1月14日から2月5日まで、8地域で、市民とともに歩む市政の一環として、市民とのふれあいトークが開催されました。みずから行動する市長として、直接市民の生の声を聞く姿勢は評価するものであります。

旧西目町でも、町政懇談会と称して、町長や当局の方が町民の声を聞く機会があり、貴重なものでありました。各地域、各層からいろいろな住民要望、意見などが出たことと思いますが、急を要するもの、長期の対策が必要なもの、次期総合計画に必要な事業、また、特徴的な事柄など、どのように対処されるのでしょうか。お伺いします。

3、寝台特急あけぼのの存続に向けて。

私が社会人になって上京する際は、ほとんどが前方の寝台列車に連結された4人がけのボックスシートで、寝台に乗るのが一つの憧れだったのであります。その後、狭苦しいながら、初めて3段ベッドに手足をゆっくり伸ばし、乗車したのは今も忘れません。飛行機、新幹線を利用することもあります。圧倒的に多いのがあけぼのであります。往復1万6,000円のゴロンとシートからB寝台、個室寝台、羽後本荘駅発夜10時、上野駅着翌朝7時。一日の用事を済ませてその夜すぐ帰るということも何度かあり、昭和の面影を残すブルートレインは、旅愁があって利便性もよかったのであります。

JR東日本は、昨年12月に、3月15日からのダイヤ改正で、あけぼのの廃止を発表しました。これで、本市を含むにかほ市、県北地区などから都心へ乗り入れる直通列車は全てなくなります。2年前、大阪―青森間の寝台特急日本海が廃止され、既に関西方面への直通列車は一本もありません。

羽越線の高速化と利便性の向上について、本議会、当局は関係機関に要望しているものの、一向に改善していないのが現状であります。2月5日、小畑大館市長、本市石川副市長ら沿線自治体関係者があけぼのの存続を求め、JR東日本本社に要望しました。車両の老朽化と乗客減が理由であります。事は一列車の廃止のみならず、地方のインフラが少しずつ切られ、少子化、高齢化、過疎化がますます加速されるのではないかと危惧するものであります。

JRの廃止方針に変わりはないようですが、あけぼのの存続あるいは復活に向け、今後とも運動を展開していただきたいと思いますが、市長の所見をお伺いします。

4、教育方針について。

(1)教育委員会改革について。

教育委員会は、住民からなる教育委員会の合議によって教育行政を執行する機関であり、戦前の軍国主義教育の反省から、憲法に沿って教育の自主性を守り、権力的支配を防ぐためにつくられました。

今回の教育委員会改革は、制度の根幹を変える大改悪で、戦争する国づくりへ露骨な政治支配を狙っていると言っても過言ではありません。

自民党は、2月19日、文部科学部会を開き、安倍政権が進める教育委員会制度改革案を了承しました。首長が大綱的方针の策定や教育条件、人事方針を決定し、さらに国による介入、干渉を強化するなど、首長と国による教育支配、介入を抜本的に強化する内容となっており、憲法に沿って教育の自主性を守るためにつくられた制度の根幹を大き

く変えるものであります。

法政大学の五十嵐仁教授は、安倍流教育改革では、深刻な教育問題を解決することはできず、グローバルな人材も育たない。自主性を持ち、自分の頭で考えて物事を解決していくような人材を育てるには、上から管理統制し競争させるやり方ではだめだ。それは、安倍首相自身が靖国参拝など誤った歴史観や言動によって中国、韓国などとの外交的な行き詰まりを生み出し、日本の国益を損なっていることで証明されている。自主性、自立性を持ち、差別せず、励まし合っるとともに成長する、自国の歩みや世界の流れを正しく理解できる、そうしてこそ、グローバルに活躍できる市民になれる。そのためには、憲法や子どもの権利条約などに基づく教育改革でなければならないと厳しく指摘しています。

改革の内容が具体化されれば、首長が変わるたびにその一存で教育現場が振り回されるといふ混乱が起こり、子供たちがその最大の被害者となるでしょう。

私たちは、安倍政権の改革に強く反対するとともに、教育委員会が子供、保護者、市民、教職員の声を受けとめ、それを教育行政に反映させる機能を果たすように、その民主的改革を求めると同時に、憲法が保障する教育の自主性、自由を守り、それを生かした真の教育改革こそ必要と考えます。

教育への政治介入には、多くのメディア、識者、国民も危惧しているのが現状であり、憲法に沿って教育の自主性を守るためにつくられた制度の根幹を大きく変えるもので、1956年、昭和31年の委員公選制度廃止以来の大改悪なのではありませんか。教育長の見解を求めます。

(2) 教科書検定基準の改定について。

昨日、佐藤勇議員の質問の中に、慰安婦問題や領土問題に関連し、うそで捏造された歴史教育であっても、積み重ねられた教育の怖さを思い知らされるなどと、歴史的にも国際的にも成り立たない歴史の事実と反する特異な見解が述べられました。

日本軍慰安婦は、太平洋戦争のさなか、当時の政府や軍が関与して朝鮮半島などから女性を連行し、軍が管理する慰安所に閉じ込めて性奴隷として従事させたもので、女性の尊厳を傷つけた重大な人権問題として国際的にも批判され、元慰安婦たちが謝罪と賠償を求めてきました。日本政府も軍の関与を認めたのが1993年の河野談話だったのです。これがうそ、捏造ですか。

韓国との補償問題が日韓条約で解決済みというのも、慰安婦問題が表面化したのは条約締結後のため通用せず、韓国政府は繰り返し日本に問題解決を求めており、これらは歴史の事実をひもとけばすぐにわかることであります。

領土問題では、政府として本腰を入れて日本の領有の正当性をただの一回も主張してこなかったという弱点があり、日本が歴史に誠実に向き合い、過去を清算してこそ、隣国との友好を築くことになるのでしょう。

このような歴史や忠実を次世代へつなぐのが教育なのではありませんか。

下村文科相は、昨年11月、教科書検定基準を変える教科書改革プランを発表し、その実現に向け、検定審議会が審議を始めるなど、急速に動き出しています。有識者会議などでの事前審議なしで結論を出すのは異例なやり方であります。

同検定では、国の審議会が愛国心教育に反すると判断すれば不合格となるような検定

基準の改悪を準備しており、道徳の時間を教科化し、検定教科書を使って国が定める徳目を教え込む時間にする計画も進行中であります。

検定基準は本年5月の教科書検定申請に向け、編集中の中学校教科書から適用されません。平和憲法の9条改定を狙う自民党の立場では、アジアも含めた国際社会の中で孤立し、通用しなくなってしまうでしょう。

自民党は、教科書はまだ自虐的な記述が多く偏向していると攻撃しており、侵略戦争や日本軍慰安婦問題、南京大虐殺などの事実を覆い隠そうとする動きであります。子供たちが歴史などの正しい認識を持たないで、教育方針にある「新たな時代のニーズに応えた教育」「社会の一員として、また個人として世界の中でどう生き抜いていくか」に対応できるのかどうかお聞きします。

(3) ネット社会に万全な指導を。

市内のある中学校の保護者アンケートで、携帯やスマートフォン、通信できるゲーム機を持っているかとの質問に対し、70%の生徒が持っていると答えています。持っているとした方のうち、フィルタリングなどのセキュリティー対策をとっている方が36%で、とっていない、よくわからないが63%でありました。情報通信社会の折、子供たちの通信機器の所有、機能の充実はますます進むだろうと思われれます。しかしながら、子供たちが事件や事故に巻き込まれることのない、健全な発達を保障するのは、私たち社会全体の問題でもあります。

料金設定や、とりわけ有害情報に対して、セキュリティー対策など万全な指導をしていかなければならないと考えるものであります。現状をどのように把握されていますか。また、それらを踏まえてどのように指導されますか。教育長の答弁を求めます。

以上であります。

【5番（佐々木隆一君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、福祉・医療の充実を、（1）健康由利本荘21計画について、①検診受診者の推移と領域別到達指標の目標値はについてお答えいたします。

現行の健康由利本荘21計画は、合併前に旧市町で策定された計画を、平成21年3月に集約改訂しており、現在、第2期計画を策定しております。

御質問の目標値に対する検診受診率の推移についてであります。主ながん検診の平均受診率は、平成19年度が34.6%、平成24年度は20.7%と低下しております。

これまで、複数検診の同時実施、日曜検診、個別受診など、さまざまな取り組みを行っており、今後も、地域に出向いた健康相談や宅配講座などを活用し、検診の重要性について啓発活動を進めてまいります。

また、領域別到達目標についてですが、第2期計画策定のために、今年度実施しました市民への健康に関する意識調査で、生活習慣、栄養・食生活、運動、心、環境の5つの領域を分析したところ、生活習慣病予防のために食生活に気をつけたり、運動の必要性と効果などを認識している人の数値は増加して、目標値に到達しており、他の領域でも好転している項目が見られております。

市といたしましては、第2期計画において、がん検診受診率の向上、生活習慣病予防対策、心の健康づくり対策など、それぞれ目標値への到達を目指し、健康寿命の延伸と生活の質確保のため一層努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、②計画の5年間で見えてきた課題はについてお答えいたします。

本市の最新のデータとなります平成23年におけるがん、心疾患、脳卒中の三大生活習慣病死亡率は、死亡数全体の52.6%を占めており、5年前と比較して1.7%減少したものの、死亡原因の割合は高い状況にあります。

また、生活習慣病などに特定した医療費の増減につきましては、現時点では疾病別の分析まで至っていない状況であります。

平成26年度からは、国保データベースシステムの運用が予定されており、健診と医療データを統合した医療費の分析が可能になりますので、今後はこのデータを活用し、地域の健康課題の明確化と医療費の相対関係について把握し、保健事業の効果的な取り組みに努めてまいりたいと考えております。

なお、見えてきた課題といたしましては、以前よりもがん検診の受診率が低下していることと、介護を必要とする高齢者が増加していることであり、平成26年度からの健康由利本荘21計画（第2期）では、生活習慣病予防対策を初め、市民の健康づくりへの意識を強化、生活の質の向上や健康寿命の延伸を図ることとしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、③予防医療に力を入れ助成の見直しをについてお答えいたします。

病気の早期発見、早期治療は、重症化を防ぎ、また、医療費の削減につながることから、各種検診の受診率を上げていくことが重要と考えております。

市では、これまでも子宮頸がん、乳がん、大腸がん、胃がん検診を対象として無料クーポン券配布事業の実施や、検診を受けやすい環境づくりのため、複数検診の同時実施、日曜検診などの利便性を図ってまいりました。

さらには、検診費用のおおむね3分の2を助成してきておりますが、受診率の向上にはつながっていない状況であります。

これらのことから、医療費に対する助成の増額が必ずしも受診率の向上に結びついていないとは言えず、今後は、個別受診勧奨の強化と健康への意識改革による受診率の向上に努めてまいります。

また、予防医療の対策として、国保事業では、平成26年度から国保データベースシステムの運用が開始されますので、特定健診の結果及び疾病別医療費などを分析することで、個人の生活習慣病の状況や地域の健康課題を明らかにし、きめ細かな予防対策を実施することができるようになります。

市といたしましては、生活習慣病の予防について、市民が学びを深め、また、がん予防の啓発を推進して、より一層受診率が向上するよう努めてまいります。

次に、（2）簡単な検診で市民の健康管理ができないかについてお答えいたします。

本市では、これまでも、人間ドック事業を初めとし、複数検診の同時実施や日曜日検診、個別医療機関での検診実施など、検診を受けやすくする体制づくりを講じてきたところであります。

市内医療機関で芦別市と同様の検診を行うためには、新たな検診環境の整備が必要と

なり、現段階での早期実現は難しいと考えております。

市といたしましては、今後、このような検診環境の整備について研究するとともに、現在実施しております検診体制を継続しながら、受診率向上に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）中学卒業まで医療費の完全無料化をについてお答えいたします。

市では、子育て家庭の経済的負担を減らし、子供を安心して産み育てられる環境を広げていくため、医療費の助成を行っております。

中学卒業までの医療費の完全無料化につきましては、小学校４年生から６年生までの完全無料化には約1,300万円、中学生の完全無料化には約3,400万円、合わせて約4,700万円が新たに必要になると見込んでおります。

医療費支援は、子育て支援策の大きな柱の一つと考えておりますが、持続可能な支援であることも重要であり、拡大につきましては、子育て世帯の状況や市の財政状況を見きわめた上で検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（４）後期高齢者医療制度についてにお答えいたします。

後期高齢者医療広域連合議会についてであります。定例会が２月と10月の年２回、また必要に応じて臨時会が開催されております。

私は、市長就任直後の平成21年５月29日に広域連合議会議員に選任され、昨年の改選を経て、現在２期目であります。

この間、議会は14回開催され、このうち6回出席しております。欠かせない公務のため、やむを得ず欠席することもあります。保険料率の決定等、特に重要な議案が上程される場合は出席するように心がけているところであります。

なお、広域連合議会議員の平均出席率は8割弱とのことであります。

また、広域連合議会においては、提出議案の審査、質疑のほか、一般質問も行われ、十分に時間をかけ、議論を尽くした上で採決を行っているものであります。

私も、広域連合議会議員として、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、責任を持って任に当たっているところであります。

後期高齢者医療保険制度につきましては、制度実施前には不安や疑問の声も多かったところでありましたが、本市においては、周知活動の徹底により円滑に実施され、これまで制度に対する不安、疑問の声はほとんど聞こえてきておりません。

しかし、制度として、徐々に高齢者の保険料負担が増しているのは御指摘のとおりであり、この４月から実施される保険料の低所得者軽減拡大のように、今後も国に対して、高齢者の生活に配慮した施策の実施を要望してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、２、市民とのふれあいトークの要望、意見はについてお答えいたします。

市民とのふれあいトークは、これから由利本荘市が目指す方向性、課題、現状等について、行政と市民が共通理解のもと、まちづくりに取り組んでいくことを目的に、毎年８地域で開催しております。

ことは、１月14日から２月５日にかけて８地域で開催し、627人に御参加いただきました。

会議では、津波や災害の対応策、鳥海山を核とした観光振興策、そして、農業支援や

空き家対策など、50人の方から89項目にわたる貴重な御意見、御要望をいただきました。こうした御意見、御要望に対しては、私から、すぐにできるもの、時間を要するものなど、整理して対応することや、緊急を要する事業や生活に密着した事業には積極的に投資し、スピード感を持って市政を展開することなど、直接市民の皆様説明したほか、同席した部長、支所長にも確認と指示を行ったところであります。

今後も、課題解決に向けて、市民の声に耳を傾けながら、行動する市長として、地域の均衡ある発展に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、寝台特急あけぼのの存続に向けてについてお答えいたします。

寝台特急あけぼのは、現在、首都圏と東北地方を結ぶ唯一の定期寝台特急として運行し、地域の重要な鉄道を支えてきたところであります。しかしながら、昨年12月に、JR東日本は、乗客数の減少や車両の老朽化などを理由に、本年3月のダイヤ改正に伴うあけぼのの廃止を発表したところであります。

そのため、先般2月5日に、沿線自治体を初め関係団体がJR東日本本社を訪れ、寝台特急あけぼのの存続について緊急の要望活動をしたところであり、本市からは、石川副市長をこの要望活動に参加させたところであります。

今後も、引き続きあけぼのの存続を含め、羽越本線の高速化と利便性の向上について、あらゆる機会を捉え、強く要望活動をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、教育方針については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 佐々木隆一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

4の教育方針についての（1）教育委員会改革についてにお答えいたします。

佐藤勇議員の会派代表質問にお答えいたしましたとおり、今回の制度改革は、教育行政に対する責任を明確化するため議論が重ねられてきたもので、改革案では、現在首長が任免する、教育長と教育委員長を兼務する新しいポストを創設することや、政治的中立性を保つために、教育行政に最終的な権限を持つ執行機関の役割を教育委員会に引き続き残すことなどの内容となっていると報道されております。

この改革案は、首長、教育委員会、教育長の位置づけを見直す大きな変革であり、教育行政の独立性、中立性、継続性、安定性などについて議論されております。

この後、法案として国会に提案され、審議される見込みではありますが、教育の持続的発展のためにどのような改正が必要なのか、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、（2）の教科書検定基準の改定についてお答えいたします。

教科書改革実行プランにつきましては、採択権者が責任を持って選び、より国民全体の理解を得られるような教科書づくりを目指していると理解しております。

同プランは、教育基本法で示された目標の具現化が図られる編集を行い、バランスよく教えられる教科書となるような検定基準の見直しと検定手続の透明化が図られ、採択

地区の柔軟化と責任ある採択の促進等が進められる制度改革であります。

本地区におきましては、これまでも、採択に当たりまして、子供たちの特性と地域の実態を踏まえ、基礎・基本の習得や、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が育まれ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに最も適した教科書を選んでまいりました。

学校では、教科書を用いて、学習指導要領に示された内容を確実に指導することで、言語活動の充実や読解力の向上により、確かな学力の定着を図っておるところであり、子供たちには、教科の学習で学んだことと、みずから体験的に得た思考力、判断力により、正しい認識を持って生き抜く対応力が育まれているものと考えております。

さらに、ふるさと教育の充実により、生まれ育ったふるさとに対する自信と誇りを持たせるとともに、郷土の課題や展望について進んで考えさせ、発信させることなどによって、秋田の先覚者のような高い志と公共の精神が育まれ、郷土や国際社会を主体的、創造的に生きる力が養われてきております。このことが、子供たちの歴史観として培われていくものと信じております。

今後は、グローバルな社会で自分の考えを述べることができる英語教育等を推進するとともに、新たなニーズに迅速に対応することができるための教職員の研修の充実も図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）ネット社会対策に万全な指導をについてお答えいたします。

情報化社会が一層進んでいる現在、児童生徒がネットワークを通じて他人や社会とよりよい関係を築くため、インターネット上の違法・有害・犯罪等について理解し、自分での確に判断して情報を正しく利用することができるよう、情報モラル教育を充実させることが求められております。

昨年10月、県教育委員会による携帯電話、スマートフォン、インターネット利用実態調査が行われました。その対象機器には、通信機能付きのゲーム機も含んでおります。

それによりますと、本市の小中学生のおよそ7割が自分専用の通信機器を所有しており、そのうち、フィルタリング機能を利用していると答えた児童生徒はおよそ3割でありました。

また、ルールについて、家の人と決めていると答えた児童生徒は4割であります。一方、子供とルールを決めていると答えた保護者は5割にとどまっております。

このように、子供たちの通信機器所有率が高いことに比べ、セキュリティー対策への意識は低い状況にあると考えます。

一方、本市の全ての小中学校においては、情報モラル教育が実施されており、全校や学年での集会以外においては、国語ではコミュニケーション能力を身につける指導が行われ、メールのやりとりなどから、相手を思いやる気持ち、言葉の表現を学んでおります。

また、社会、理科、総合的な学習の時間などでは、調べ学習を取り入れることで、正しい情報と間違った情報の区別、選別する方法を学習しているところでもあります。

このことを踏まえ、市教育委員会といたしましては、子供たちの通信機器利用の中心が家庭であることから、学校による保護者への啓発活動を積極的に行い、フィルタリング機能の利用率を高めるための取り組みを進めてまいりますとともに、教職員が保護者

に啓発活動をさらに推進していくことができるよう、情報教育研修会を開催し、教員の指導力向上を一層図ってまいります。

以上でございます。

- 議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君、再質問ありませんか。
- 5番（佐々木隆一君） 1の（1）の③予防医療に力を入れ助成の見直しをについて再質問であります。いろいろ市でも工夫されていることは理解しています。長野県池田町の担当課長は受診率が50%を超える年が5年続くと医療費がはっきり下がるとおっしゃっています。この計画から見れば、受診率が余りよくないようであります。私の近親も含めて、周りの人がこの三大疾病で亡くなるという例がありましたので、随分気になっているところでもあります。繰り返しになりますが、ぜひとも予防医療に力を入れ、受診率を上げて、医療費が下がることに結びつける、まずこの点で再質問します。
- 議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 先ほども答弁いたしました。今後も予防医療に対しては力を入れていきたいと考えております。
- 議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。
- 5番（佐々木隆一君） （2）簡単な検診で市民の健康管理ができないかでありましたが、芦別市の例は、市立病院だから恐らくできたのでありましようが、県内の八峰町でも、今年度から3種類の集団検診の受診料をいずれも従来の1,000円から500円に引き下げ、ワンコインで受けられる検診を県内で初めて実施するようで、割安感が受診率の向上の追い風になることを期待したいという秋田魁新報の記事もありました。ぜひ参考にされて、簡単にできる検診、市民の健康管理ということでお願いしたいと思っております。答弁は要りません。
（3）中学卒業まで医療費の完全無料化をについて再質問であります。小学校4年生から6年生までは1,300万円。なおかつ、中学校1年生から3年生までは3,400万円、合わせて4,700万円ということであります。繰り返しになりますが、ぜひとも次世代、将来の地域を担う子供たちのために、この部分については県内の7市町村、隣のかほ市などに引けをとらないように実施していただきたいと思っております。いかがでしょうか。
- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 子育て家庭の安心のためには、医療費負担の軽減というのは非常に重要だと考えておりますが、多岐にわたる子育て支援策の中でどのような支援策が望ましいのか、検討を進めて判断をしてまいりたいと思っております。
- 議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。
- 5番（佐々木隆一君） 以前もこの点で質問しましたが、その際にも、持続可能な制度となるよう財政等あわせて考慮する、検討するという答弁でありました。そうすれば、検討されて、いつごろおやりになるのか、具体的なことがわかりましたらお答えください。
- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 今のところは考えておりません。
- 議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。
- 5番（佐々木隆一君） 検討したいという最初の答弁でありましたので、それでお聞き

したわけであります。いかがですか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） どのような支援策が望ましいのか検討した上で判断をさせていただきたいということであります。

○議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。

○5番（佐々木隆一君） ぜひ前向きに検討してください。よろしくお願いします。

（4）後期高齢者医療制度について再質問します。

広域連合議会は、質問でも述べましたが、非常に形骸化されているとお聞きしております。長谷部市長は14回開催のうち6回の出席で、これは公務等でいたし方ないでしょう。議員の平均出席率が8割弱。平成25年10月に開かれた定例会の会議録によれば、25名中18人が出席して7人が欠席しております。いろいろ公務等もありますから、これは当然でありましょう。市長や議長が議員ということであれば、いろいろ全国的にも大変なようであります。例えば、あの広い北海道では、天候が悪化すれば、議会に出席することが大変な状態で、やっと過半数を超えて議会が成立するというところもあるようであります。広域連合議会議員は、市町村の首長、議長、議員など、まちまちで、その任期もまちまちでありますから、広域連合議会議員の任期も違ってくるわけであります。これは制度的な欠陥であります。

それとあわせて、市長は十分な議論を尽くし——という答弁でありましたが、残念ながら、10月の定例会の会議録によりますと、小坂町の共産党議員の鹿兒島議員が一般質問をして、当局がお答えになったというだけであります。開会が午後3時半で閉会が午後4時28分、約1時間であります。これで十分な議論を尽くしたとは決して言えないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。お答えください。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 後期高齢者医療広域連合議会ですが、市町村長も3分の1ぐらい、市町村議会の議長、市町村議員の方々も議員に選ばれておりますけれど、全体協議会を開いて、一通りの議案を審議した上で、改めて本会議を開いて一般質問等を行うシステムになっておりますが、私も出席しておりますが、いつも、今言われた小坂町の鹿兒島議員が一般質問なさるだけで、ほかには特にこれといった一般質問や発言はありません。広域連合長あるいは事務局長がそれに答弁等をするわけでありますが、ほかに議論がないわけでありますので、それはそれでよいのではないのでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。

○5番（佐々木隆一君） やはり、県内18万人の後期高齢者の皆さんにかかわる保険医療制度については、繰り返しになりますが、形骸化しているということが否めません。私が心配しているのは、平成29年から国保が広域化になる予定ですが、このような形にならないかという点です。今後もぜひ慎重に審議していただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁要りません。

終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、日本共産党代表、5番佐々木隆一君の会派代表質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、これより一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

11番渡部専一君の発言を許します。11番渡部専一君。

【11番（渡部専一君）登壇】

○11番（渡部専一君） 会派創風の渡部専一です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問のトップで、露払いの役目を果たしながら、質問をさせていただきます。

きょうは寒い朝でありましたが、今の時期、季節の歩みはいつも一步後退、二歩前進であります。寒さの中にも、春は確実に近づいてきていると思います。

そして、間もなく平成26年度という新しい年度を迎えますが、合併10年を締めくくる26年度は、公共施設の耐震補強や津波安全対策、同報系無線の整備、そして消防庁舎の建設など、防災を重点に予算を編成したとされておりますので、安全・安心がさらに向上すると期待をしているものであります。

また、これまで重点的に進められてきたものに学校建設がありますが、4月に岩城小学校が開校いたします。松ヶ崎、亀田、道川の3校統合の学校として、建設地決定から4年、市当局、教育委員会並びに工事関係者の皆さんの御配慮と御尽力により、広々とした場所に立派な学校ができました。本当によかったと思います。

私も地元関係者の一人として、予定児童数二百四十数名の新生岩城小学校が新たな歴史に第一歩を踏み出し、開校から順調な学校運営が行われるよう期待をしているところであります。教育委員会からは、引き続き学校教育推進にお力添えをいただきますようお願いをしたいと思います。

私の一般質問は、大項目7点について通告しております。昨日から行われた各会派の代表質問と重複するものもありますが、通告どおり質問をさせていただきます。

大項目1、平成26年度予算案と財政推計について伺います。

今議会に提案されております平成26年度の当初予算が500億円を超えました。平成19年度以来の500億円台のようであります。

本市の財政は、18年度決算で実質公債費比率が18.3%でありました。市の借入金の水準をはかる指標としての実質公債費比率が18%を超える団体は、市債発行の際に県知事への許可が必要となることから、市では、公債費負担の適正な管理を計画的に行うため、27年度決算で18%を下回ることを目標とした公債費負担適正化計画を策定して、財政の健全化を進めてきた経緯があります。これは議会にもその都度報告されてきました。

その結果、23年度の実質公債費比率の実績が17.3%と、適正化計画の目標を4年前倒しで達成したとのことで、取り組みの努力の成果として評価し、財政の健全化が図られてきたとの理解をしてきたところであります。

そして、この数値等から試算した普通会計の、32年度までをシミュレーションした財

政推計について、昨年9月、議会に対して説明がありました。その内容は、各年度の決算については32年度まで漸減、つまりだんだん減っていく、あるいは減らしていくという推計であります。そして、実質公債費比率の推計は、25年度は15.8%、26年度は14.3%とされているところであります。

26年度の場合は、決算ベースを歳出で言えば479億8,000万円と推計、普通会計市債残高、これは借り入れしている額の残額ですが、およそ711億4,000万円、投資的経費の普通建設事業費がおよそ85億4,000万円との推計がされているものであります。

推計ですので多少の違いはあることですが、26年度は総合発展計画の最終年度でありますので、事業計画も相当整理されていた中での推計との理解からすれば、26年度予算案のこの数値は、予算で22億円ほど、普通建設事業費で27億円ほど、市債残高で12億円ほどの開きがあり、この後の補正を考えれば、予算編成直前の財政推計と比較したとき、大分開きがあるとの印象を受けるものであります。

この予算と推計との開きの要因は何か、そして、財政計画の上から見たとき、この26年度予算の性格、もしくは特徴はどのようなものか、同時に、予算編成後の実質公債費比率や類似団体と比較しても高いとされている経常収支比率、将来負担比率なども含め、主要な項目のシミュレーションはどのように変化していくのか伺います。

大項目2、職員定員管理計画について。

最初に（1）定員管理の状況についての質問です。

事務事業の見直し、業務の民間委託あるいは組織・機構の見直しなどにより適正な定員管理を図るとした職員定員管理計画が進められてきました。具体的には、合併時から平成26年度までの10年を期間に、一般行政職の1,150人ほどの職員数を300人削減することや、退職者の再雇用制度の活用などを主な内容としたものと理解しております。

そこで、退職者や新規採用もほぼ確定し、最終年度を迎える現在、この定員管理の計画に対して、最終的にはどのような結果となるのか、その状況について伺うものであります。

次に、（2）職員の時間外勤務の状況について伺います。

市の広報により毎年公表されている人事概要によれば、23年度の時間外勤務手当は2億4,100万円、24年度は2億4,200万円で、職員1人当たり平均支給年額は25万1,000円と算出してあります。

ここ数年、状況は余り変わっていないようです。このことは、定員管理による職員減の中であって、職員1人当たりの時間外勤務がふえているとの見方もできるわけであります。

年間を通して長時間、時間外勤務につかなければならないような状況の部局があるとすれば、担当業務の調整や人事配置によって改善の必要があります。深夜勤務、休日・祝日勤務の実態、イベント・行事などの時間外勤務の実態について、職員の健康管理の状況とあわせて伺います。

次は（3）組織の機構改革についての質問です。

現在、市の組織機構は、合併以降、本荘総合支所の廃止、市民環境部と福祉保健部の統合などはあったものの、ほとんど変わっていないといった状況にあります。

この10年近く、予想を超える人口減少、急激な少子高齢化の進行、市職員の減など、

市政を取り巻く状況は大きく変わってきております。もちろん、事務量や事務手続においてもそうであります。今の組織・機構は、この社会情勢の変化や多様な住民要望に対応するには再検討の時期に来ているのではないかと思います。

合併10年の総合発展計画が終了し、27年度から始まる新たな総合計画の着実な執行を図るために、推進体制の強化が必要と思います。部の再編を含め、組織の機構改革についてはどのように考えておられるか、市長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、（４）再任用制度の活用について質問します。

定年退職の退職者を、任期を定めて常時勤務を要する職、または短時間勤務の職に採用することができる再任用が制度化されています。これは、職員が再任用を希望しても必ずしも再任用されるものではないが、任命権者はできる限り再任用に努めることとするとされ、共済年金支給年齢の段階的引き上げとリンクしたもので、組織活力の維持及び職員の能力活用のための方策とされています。本市でも条例が整備されています。

本市のこの再任用の状況と、今後の制度の活用について伺うものであります。

次に、大項目３、庁舎建設についての市長の考え方を伺うものであります。

昭和44年に建設された市役所本庁舎は、耐震診断の結果、老朽化と相まって、極めて耐力度の低い建築物と判定されたことから、危険と判断されていたものでありましたが、4億6,000万円ほどの事業費で2カ年にわたる耐震化工事が終了したことで、当面の課題が解決されたものと理解しているところであります。

市では、この耐震化を現庁舎の当面の手当て、つまり延命策として実施することを議会に説明し、予算議決を経て事業を実施し、今後は合併特例債を活用しながら庁舎を建設することを検討するとしてきたのがこれまでの経緯でありました。

自治体の庁舎建設に多額の事業費を必要とすることは、県内の他団体の例を見ても明らかでありますし、このために財政難を招いたとされる事例も、全国には少なからずあります。後々に財政への負担や影響を残さないようにするためには、部門部門の事務事業で経費を節約しながら目標額を設定し、基金としての積み立てをふやし、そして、人口減少社会も考慮し、財政状況を見ながら、既存庁舎の大規模改修や、あるいは主要な部分の新增築と一部改修の合体、あるいは全面改築等々、さまざまな選択肢の中で庁舎整備の方策を検討する必要があるのではないかと思います。

一番大事なことは、市民皆さんの意見を聞きながら理解を得ることです。合併以来未解決の最大の課題であります庁舎問題に、庁舎内の議論も含め、時間をかけて検討を重ねる必要があると思います。庁舎建設について市長の考えをお聞きしたいと思います。

大項目４、観光振興について。（１）観光振興計画の策定について伺います。

今の市の観光振興計画は、策定から相当の年数がたっていると思います。状況変化によっては、その都度、部分部分で見直しはあったと思いますが、現在は日沿道が延び、由利橋や道川漁港など観光にも活用できる施設整備が進み、さらには新たな文化財指定などもあり、観光資源もふえてきております。

27年度から実施される総合計画に合わせた新しい観光振興計画の策定も必要と思うのですが、このことについてはどのような考えをお持ちでしょうか、伺うものであります。

（２）鳥海観光について。①鳥海に特化した観光振興計画の策定はについての質問で

す。

昨年12月定例会で、市長の諸般の報告では、25年の桑ノ木台湿原への入山者数は、無料バス利用で2,800人、徒歩を含めると4,000人とのことでありました。市では、ここ数年鳥海観光には大分力を入れてきていますので、この利用者数を見ても、桑ノ木台の知名度の向上とともに、今後も観光客がふえることが期待されます。

そして、国指定の文化財であります史跡「鳥海山」や、重要無形文化財本海獅子舞番楽などに合わせ、今回提案されております新年度予算には、民俗芸能関連の施設整備費として、調査費や設計委託費が計上されております。

この機運をさらに高め、自然保護とも調整しながら、スケールの大きい鳥海観光を強力に推進するため、長期的視点に立っての鳥海観光に特化した観光振興計画の策定についての考えはないでしょうか。市長の描くこれからの鳥海観光についてもあわせて伺います。

次は、鳥海観光についての②アイリス効果、三平効果をどう捉え、どう生かすかであります。

昨年、雪の鳥海山で、韓国の人気ドラマ「アイリス2」のロケが行われ、市では地元協力として740万円を支出し、支援をしております。

日本では、NHKの大河ドラマや朝の連続ドラマの舞台となる地元は観光客で大にぎわいとなるのが通例であります。そして、莫大な経済効果があったことも公表されております。ちなみに、昨年の朝の連続テレビ小説では、メインロケ地となった久慈市の観光客は前の年の2倍、およそ69万人で、岩手県の経済効果はおよそ33億円と試算されておりました。

本市では、5年前にも「釣りキチ三平」のロケがありました。国道7号や鳥海地域に「アイリス2ロケ地」、「三平ロケ地」の大型看板を設置するなどの方法も、文字どおり観光誘客の二枚看板として大きな効果が得られると思うのですが、いかがでしょうか。

次に、(3)国民文化祭など全国イベントでの観光戦略はについて伺います。

秋田県ではことし、10月4日から1カ月間にわたり、第29回国民文化祭が開催されます。市でもこの期間、ミュージックフェスティバルや人形劇フェスティバル、獅子舞フェスティバルなどの市の主催事業が計画されており、4月から始まる市独自事業のフットパスの開催準備も進められています。また、9月には本市が会場となる日本山岳修験学会も行われます。

全国規模のイベントが続くこの期間、このイベントの成功はもちろんであります。観光でも成功をおさめるよう、本市の観光を売り込むためのしっかりとした目標を持たなければならないと思います。このイベント期間の市の観光戦略について伺います。

大項目5、第三セクターについて。

(1)特産品開発や営業などの人材育成に支援をについてであります。

市の第三セクターについて、地方自治法は、普通地方公共団体の長は、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないと定めています。

これにより、市の第三セクター9社の平成24年度経営状況報告書が昨年の9月議会に提出されております。この中で、単年度の利益を計上したもの、いわゆる決算において

黒字となったのは5社、赤字決算が4社となっています。

しかし、第三セクターは全体的に不安定な経営が多いと言っていると思います。こういう状況の中で、岩城地域の株式会社史跡保存伝承の里天鷲村、岩城アイランドパーク株式会社、株式会社天鷲ワインの3社が、それぞれの株主総会の承認を得て合併し、この4月から株式会社岩城として再スタートを切ることになっています。

一般的に、第三セクターはサービス業や観光業が多い中で、天鷲ワイン会社は製造業が主体であります。新会社の経営安定を図るためには、特産品開発の研究支援や製造技術の向上のための技術者育成、あるいは営業を強化するための人材育成などに支援が必要と思いますが、これについて市長はどのように考えておられるか伺うものであります。

次に、(2)第三セクター運営の方向性についてです。

市の第三セクターは、合併前の旧町それぞれの置かれた状況や地域の歴史など、さまざまな背景の中で設立されてきた経緯があります。

大きな誘致企業を超えるような従業員数で、雇用し、あるいは食材、物資の納入や販売などで地域経済にも大きく貢献をしております。そしてまた、温泉経営などのように、福祉的な分野でも行政の補完的な役割を担って貢献しているのが第三セクターであります。

地域経済に大きな影響を持つ第三セクターの運営に対する今後の方向性について、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

大項目6、スポーツ振興について伺います。

秋田県は、スポーツ振興を県民運動として展開し、スポーツ県と言われた王国の復活に向け、取り組みを強化するとして、2009年、スポーツ立県あきたを宣言しています。かつて秋田は、お家芸とも言われた体操、レスリングやラグビー、バスケット、フェンシングなど、全国大会の強豪として各種大会の上位を占めた栄光の歴史があります。

夏のオリンピックのメダルの数をインターネットで見ってみました。第30回、この2012年のロンドン大会まで、全国の都道府県ごとの金メダルの獲得者は、北海道の8人が一番多く、秋田は東京、熊本と同じ4人で5番目であります。かなり健闘しているのが秋田県と書き込まれているほどです。

しかしながら、県がこの宣言をしてから5年経過していますが、一昨年の国体の天皇杯が36位、昨年は39位と下位に低迷していることで、取り組みの成果がなかなか見えてこないというのが実態としてあるようであります。

私は、一県民としても大きな期待と関心を持っておりませんが、このスポーツ振興は、選手の育成や各種大会の強化など、県内25市町村が競って県全体のレベルを引き上げようとする取り組みがなければ、なかなか効果は上がらないのではないかと考えています。そういう意味では、市町村の役割は大きいものがあると思ってもいます。

そこで、本市のスポーツ振興策について伺うものであります。本市は、プロボクサーの活躍や高校スポーツの活躍など、あるいはまた、近年は国体やインターハイの開催地となるなど、スポーツに関する理解は極めて深い地域であります。施設面でも、市の各地域には、野球場や体育館を初め、立派な体育施設が数多くあります。昨年は水林球場も改修されました、国療跡地整備の総合体育館建設計画も、基本設計が進められています。

このようにスポーツに取り組む環境整備が進む今、さらに一歩進め、由利本荘市らしさを出したスポーツ振興を進めることで、市の活性化が図られるものと思います。スポーツ振興は、まちづくり、人づくり、元気づくりにもつながります。もちろん市のにぎわいにもです。

競技スポーツに造詣の深い長谷部市長のスポーツ観と、本市の政策としてのスポーツ振興策について伺います。

また、本市の小中学生の学校教育や高校スポーツでの選手の育成強化や社会体育全般について、教育委員会のスポーツ振興の取り組みについての考えを佐々田教育長にお尋ねするものであります。

次に、大項目7、小学校における英語教育の推進について伺います。

平成25年5月に、政府が公表した教育再生実行会議の第3次提言の中に、小学校英語を教科化する——強くする強化ではなく、国語、算数などの学科としての教科です。小学校英語を教科化する提言が盛り込まれました。10月ごろには、文部科学省が小学校3年生からの英語教育を開始する方針を固めたとの報道もあったと記憶しています。

今、世界の多くの国が、小学校の低中学年から英語教育を開始しているようです。平成22年に行われた英語能力判定テストで、日本はアジア30カ国中27位と大きくおくれをとっているとの結果もあります。

グローバル社会において、使える英語の必要性が叫ばれながら、なぜ日本の英語力は伸びないのか。ある専門家は、危機意識の希薄さが要因として、次のように言っています。「国際情勢が大きく変化し、多様化が進むこれからの時代に、小学校の段階から英語コミュニケーション能力を身につけるためには、まず外国や外国語、外国人への興味、関心を育てることは必要なことです。英語を使えると将来の可能性が広がり、豊かになることを大人がもっと語ることが大切です」と、大人の意識改革も必要との指摘をしています。そしてまた、「今の子供たちが大人になったとき、社会の状況は大きく変わっていると予測されます。日本で学ぶアジアの留学生は日本語の習得に熱心だと聞きます。英語はもちろん日本語まで話す外国人と、日本語しか話せない日本人、激しい国際競争の中で成長を求められる企業はどちらの人材を選ぶでしょうか」と問題提起もしています。

全国学力テストで、本市の小中学生の学力はトップクラスということで、箕面市からの百数十名規模の視察など、県外各地からの視察が報告されています。英語はテストの対象外でありますので、果たして英語の学力はどれほどなのか、本市の中学生の学力度はわかりませんが、国の教科化の議論は議論として、これとは別に英会話の習得など、小学校における本市独自の英語教育に取り組む考えはないか、伺います。

教育は百年の大計とはよく言われることであります。市の将来に向け、人材育成のための予算を確保し、小学校からの英語教育について高い目標を掲げ、地方から先鞭をつける意気込みで取り組む考えはないでしょうか。佐々田教育長はどのような考えをお持ちなのかお伺いします。

通告している質問は以上であります。御答弁よろしくお願ひいたします。

【11番（渡部専一君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、渡部専一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、平成26年度予算案と財政推計についてにお答えいたします。

昨年9月3日の財政状況説明会において提示しました財政推計と、平成26年度当初予算案との差異につきましては、1つ目、継続事業の消防庁舎建設事業費において、労務費や資材単価高騰の影響により発注がおくれたことや、工事発注後に多数の埋蔵文化財の発見などにより全体工程表の見直しを行ったことから、25年度分約14億円のうち、約8億円が出来高による、事業費年割額が変更となり、26年度事業となったこと。2つ目、交付税算入率の高い緊急防災・減災事業債の制度期間を考慮し、津波安全対策事業費や同報系防災行政無線整備事業費の約5億円を前倒ししたこと。3つ目、消費税増税に伴い、子育て世代や低所得者に対し、全額国庫支出金を財源とした臨時給付金事業が約5億円。4つ目、大内地域の中学校統合に受けた出羽中学校大規模改修事業の約2億円などが大きな要因となっております。

平成26年度の当初予算は、次期総合計画に向け、地域の均衡ある発展のための調査事業を盛り込んだほか、雇用、観光、環境、健康、教育と防災の5KBに配慮し、交付税算入率の高い市債を充てた、効率的かつ積極的な予算編成をしたところであります。

また、実質公債費比率については、国から自立性と健全性が高い団体と認められる16%以内を維持して推移するものと見込んでおり、今後もプライマリーバランスの確保を図り、財政健全化に努めてまいります。

次に、2、職員定員管理計画についての（1）定員管理の状況についてにお答えいたします。

定員管理につきましては、これまで行政改革大綱に沿って、退職職員数の3分の1の新規採用とすることで、合併から10年後の平成27年4月1日までに300人の削減を目指してきたところであります。

この間、早期退職希望者の増などにより、計画を上回る進捗となっておりますが、権限移譲などによる業務量の増もあることから、平成25年度の新規採用からは、3分の1採用にこだわらず、業務量に見合う職員数の確保に努めているところであります。

その結果、合併時に1,149人であった一般行政職が、平成25年4月現在では297人の減となり、平成26年4月には301人減の848人となる見込みであり、合併から9年間で、目標としておりました300人の削減に達する予定であります。

今後、さらなる権限移譲など、新たな行政需要の増加も予想されることから、再任用制度の運用のほか、業務改善などにより事務効率を高めながら、業務量に合った適切な定員管理に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（2）の職員の時間外勤務の状況についてにお答えいたします。

市の広報やホームページで公表しております由利本荘市人事行政運営状況調査では、平成24年度の職員1人当たりの時間外勤務手当平均支給年額は、23年度と比較し、9,000円の微増となっております。

時間外勤務は、災害などの突発的な業務のほか、納税申告相談や各地域のイベントなど、部署により、あるいは時期により定期的に発生する業務もあります。

時間外勤務の多い部署には、毎年実施している業務ヒアリングにおいて、部署内の協

力体制を検討するよう指導するとともに、職員の健康面を考慮し、休日の代休を取得することを促しているほか、その後の人事異動におきましても、経験者や地元出身者の配置、増員など、時間外勤務の低減に配慮しているところであります。

今後、権限移譲など行政需要のさらなる増加が見込まれることから、再任用制度の運用のほか、新規職員の採用人数をふやすなど、職員の健康管理に留意するとともに、業務量に応じた適正配置を行い、時間外勤務の軽減に努めてまいりたいと考えております。次に、（３）組織の機構改革についてにお答えいたします。

私は市長就任以来、行動する市長として、地域住民と膝を交えながら積極的に市民の声を吸い上げる中で、行政サービスの向上に向け、１つ目として、市民にわかりやすく利用しやすい組織、２つ目として、機能的に組織が結びつくような機構を目指して、組織機構の見直しに取り組んでまいりました。

その一例として、地域おこし課、危機管理課、本荘教育学習課、秘書課の新設や、工事の総合評価を見据えた契約検査課の設置、スキルアップを目指した専門職の建築営繕課への集約など、着実に組織・機構の改革を進めてきたところであります。

第２次行政改革大綱が平成26年度で終了することから、引き続き行政改革に取り組むため、これまでの実績検証、分析を行いながら、第３次行政改革大綱を策定してまいります。その過程で、新総合計画の着実な推進に対応できる、機能性と機動力のある組織・機構についてさらに検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、（４）再任用制度の活用についてにお答えいたします。

平成25年度定年退職者から、共済年金等の支給開始年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることに伴い、昨年３月に「国家公務員の雇用と年金の接続について」の閣議決定を受けて、総務副大臣から、地方公務員についても無収入期間が発生しないように希望者を再任用するよう要請されたところであります。

これを受けて、本市では、由利本荘市職員の再任用に関する条例をもとに、雇用と年金接続に係る再任用事務取扱要綱を制定するとともに、今年度から５年間の定年退職予定者を対象とした意向調査を実施し、希望者の面談を繰り返しながら準備を進めてきたところであります。

現在、今年度末の定年退職予定者42名のうち12名が再任用を希望しており、長年公務で培った知識と経験を行政に生かしていただくことを基本に、イベントや給付金交付事務を初め、市の行政課題に対応した業務などへの再任用を検討しているところであります。

来年度以降につきましても、国の定年延長の動向や、県を初め他市の状況を見定め、組織体制、定員管理、行政需要を勘案しながら、適切に再任用制度を活用し、市民サービスの向上に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、３、庁舎建設についてにお答えいたします。

御質問の件につきましては、昨日、会派代表質問において、伊藤順男議員、佐藤勇議員の御質問にお答えしたとおり、現庁舎の耐震改修を実施したことで、15年程度耐震性と安全が確保されたものと考えているところであり、現庁舎を活用することで、新庁舎の建設は当面見送るべきと判断したところであります。

庁舎建設に当たっては、時間をかけて、議会を初め、市民の皆様の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、4、観光振興についての（1）観光振興計画の策定についてにお答えいたします。

現在の観光振興計画は、合併後の平成17年度から26年度までの10カ年を計画期間として策定されたものであり、平成27年度から始まる総合計画に合わせた新たな振興計画を26年度に策定する準備を進めております。

新たに策定する観光振興計画は、私の公約の一つでもあります観光振興によるにぎわいの創出を実現するためのマスタープランとなるものであり、策定に必要な関係予算を今議会に提案させていただいたところであります。

次に、（2）鳥海観光についての①鳥海に特化した観光振興計画の策定はについてお答えいたします。

平成26年度から、鳥海山を核とした広域観光振興プロジェクトとして、県及びにかほ市と協働で事業を実施する、あきた未来づくり協働プログラムがスタートいたします。このプログラムの事業計画を、鳥海山に特化した観光振興計画そのものと位置づけております。

未来づくりプログラムの事業は3カ年ではありますが、その後、検証も含めて継続する事業については、新たに策定する観光振興計画に盛り込む予定であります。

鳥海観光についての私の考えであります。鳥海山は、海岸線からわずか16キロメートルにそびえ立つ2,000メートル級の独立峰であり、古くから信仰の山としてあがめられ、本海獅子舞番楽などに代表される歴史・文化的要素のほか、夏山スキーと海水浴が同時に楽しめるレジャー拠点としての要素など、国内外でも極めてまれな資源であります。

また、今後建設される鳥海ダムとの組み合わせにより、さらに大規模な観光資源になるものと考えております。

かつて、元秋田県知事、小畑勇二郎氏の言われた「本県の観光は、鳥海に始まり、鳥海に終わる」との名言のごとく、スケールの大きい鳥海山を活用した観光開発は、一朝一夕に進む容易な事業ではないと考えておりますが、未来づくりプロジェクトなどの事業を一つ一つ積み重ねながら、鳥海山の魅力を全国に発信し、観光地としての認知度を高め、鳥海山観光を着実に前進させてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、②アイリス効果、三平効果をどう捉え、どう生かすかについてお答えいたします。

昨年冬、鳥海高原でロケが行われた韓国ドラマ「アイリス2」では、スノーモービルを使ったアクションシーンが韓国国内でテレビ放映されております。

この「アイリス2」のロケ地である本市への韓国からの誘客を図るため、私みずから10月に韓国の旅行事業者を訪問するトップセールスを行ったほか、職員が韓国で行われた旅行商談会に参加し、冬の鳥海高原の魅力や、韓国国内でブームになっている登山、トレッキングなどをPRしているところであります。

しかしながら、韓国国内で昨年7月、日本の放射能汚染水報道が繰り返し行われた影

響が大きく、韓国からの誘客は非常に厳しい状況であり、観光客を呼び戻すには時間がかかりそうですが、引き続き誘客活動を進めてまいります。

また、映画「釣りキチ三平」は、平成20年に法体の滝を中心にロケが行われ、平成21年に全国の映画館で上映されております。日本の滝百選に選ばれた法体の滝が映画のロケ地になったことで、さらに認知度が上がり、誘客につながっております。

ロケ地PRについては、現在ロケ地看板や写真パネルをロケ地周辺の観光施設に設置しているところではありますが、さらに鳥海観光を推し進めるために、ドラマ並びに映画のロケが行われた地として広くPRしてまいります。

次に、（3）国民文化祭など全国イベントでの観光戦略はについてお答えいたします。

本年10月4日から、秋田県で第29回国民文化祭が開催され、本市においても、10月に集中的に行われる5つの主催事業や食のイベント、4月から10月にかけては、市独自事業、フットパスを実施いたします。

また、9月13日から15日までの3日間、日本山岳修験学会鳥海山学術大会が開催されるほか、10月11日から12日までの2日間、日本の凧の会全国大会が開催されるなど、全国規模の各種イベント開催により、多くの方が本市を訪れることになっております。

この各種イベントを、市を売り込む絶好の機会と捉え、国民文化祭開催にあわせ、市内宿泊施設に宿泊を促すために、抽せんで本市の特産品をプレゼントする宿泊得々キャンペーンを昨年引き続き実施するとともに、各イベント主催団体と連携を図りながら、全国から訪れる方に観光地に足を運んでもらえるよう、観光施設や観光ルート、特産品のPRに努めてまいります。

さらに、宿泊施設などの観光に携わる事業所と連携を図り、お客様を丁寧な対応でもてなし、また来ていただけるよう取り組んでまいります。

次に、5、第三セクターについての（1）特産品開発や営業などの人材育成に支援をについてお答えいたします。

株式会社天鷲ワインは、昭和62年からは第三セクターとして、地域特産品のプラムを活用したプラムワインの醸造販売を行ってきましたが、地域経済の低迷などにより、売り上げが伸び悩んでいる状況にあります。

第三セクターの厳しい経営状況の改善を図るため、4月から、同じ岩城地域の岩城アイランドパーク株式会社、株式会社史跡保存伝承の里天鷲村と合併し、株式会社岩城として新たなスタートを切ることとなりました。

現在、天鷲ワインは、秋田ワイン辛口やプラムジュース、プラムジャムなど新製品の販売も行っており、新会社では、新たに営業担当を配置し、売り上げ増を目指しているものであります。

市といたしましては、今後とも製品の研究開発や品質の向上、営業部門強化のための人材育成は必要と考えておりますので、その支援策について検討してまいります。

次に、（2）第三セクター運営の方向性についてにお答えいたします。

第三セクター設立時から現在に至るまで、規制緩和の進展や指定管理者制度の整備により、第三セクターを取り巻く環境は大きく変化しており、厳しい経営状況が続いております。

これまでも、設立の趣旨である地域の活性化や雇用の確保を重視しながら、燃料費高

騰対策として指定管理料を増額するなど、第三セクターへ支援を行ってきております。

今後も、健全な運営が図られるよう、できる範囲内で適切な支援をしてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、6、スポーツ振興についてお答えいたします。

初めに、私のスポーツ観であります。スポーツは、礼節、上下関係、団体行動による協調性、厳しい練習を通しての我慢する心や忍耐力、勝つ喜びや負けたときの悔しさから学ぶ生き抜く力、家族や地域の支援などに対する感謝の心などが自然に身につく、社会人としての基礎をつくり上げる、人間形成の上で欠くことのできない生きた教育であると考えております。

したがって、学校教育においても、知・徳・体のバランスのとれた人材を育てるためには、子供たち全員がスポ少などでスポーツに触れ、切磋琢磨しながら成長してほしいと願っております。

私は、小学校1年生より剣道を始め、インターハイ優勝や、国体にも出場することができました。平成19年、秋田わか杉国体のときは、秋田県剣道連盟の会長でありましたので、剣道競技の選手団の団長として四種別完全優勝を果たし、秋田県初の天皇杯、皇后杯の獲得に貢献することができました。特に少年男女については、8年計画で小学校4年生を中心に、有望な選手を小・中・高と強化した結果でもありました。

その経験から、競技スポーツの振興につきましては、ジュニア層から一貫した指導体制の充実が必要であると考えており、市の体育協会が実施しているジュニア層の育成強化事業を今後も継続し、支援してまいります。

また、選手を育てるためには、何といたっても監督・指導者の育成、練習に専念できる環境、保護者の理解などが不可欠と考えております。本市にも国体や高校、大学で活躍した選手がおりますので、地元で指導できるような受け入れ体制の整備に努めてまいります。

加えて、国療跡地へ計画しておりますスポーツ施設につきましては、国内外の各種競技スポーツが開催できる北東北随一の施設として整備してまいります。この施設は、本市、内外のスポーツ振興の中核として、全ての市民が競技スポーツ及び生涯スポーツに利用できる複合型交流拠点施設として、交流人口の拡大を図りながら、活気あるまちづくりのために活用してまいります。

次に、6、スポーツ振興については教育長からも、また、7、小学校における英語教育の推進については教育長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 渡部専一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

6のスポーツ振興についてにお答えいたします。

スポーツは、心身を鍛え、人格を形成し、子供に夢と希望を与えるものと思っております。成長期の子供が学校教育でいろいろなスポーツを経験することは、好きなスポーツを長く続けるためにも、将来のトップアスリート育成に向けても大事なプロセスであります。

さきのソチオリンピックでは、15歳の選手を初め、10代の複数の選手がメダルに輝きました。本市にも、将来全国大会で活躍する子供や、世界大会で活躍する可能性を持った子供が多くいると期待しております。その子供たちの中から、才能のある有望な選手を見出すためには、実力のある指導者や教師の配置、また、ジュニア層からの一貫した指導体制の充実が本市の課題と認識しております。これら課題解決のためには、各種競技団体、協会と、指導体制や環境整備について連携して協議してまいります。

また、秋田県が実施しております、競技種目ごとに学校を指定する、高校の強化拠点校制度があり、本市では、全国で活躍している競技として、ボート、弓道、ボクシング、バレーボールなどがありますので、県に本市の高校を指定していただくよう強く働きかけてまいります。

本市における競技スポーツにつきましては、体育協会と連携しながら、各種競技団体を中心に強化に努めてまいります。特に子供たちには夢を持ってスポーツに打ち込める環境整備に努めてまいります。

生涯スポーツにつきましては、市民の生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現できるように、例えば、5月の第4水曜日に行われるチャレンジデーを継続実施し、生涯スポーツのきっかけづくりにしながら、スポーツ推進委員や体育協会などと連携して、市民のニーズに合った教室や大会を開催し、生涯スポーツの振興に努めてまいります。

次に、7の小学校における英語教育の推進についてにお答えいたします。

昨今、我が国では、グローバル化に対応した教育環境づくりが必要であるとの有識者からの指摘が多くなされ、小学校における英語教育を拡充強化することが求められております。

現在、小学校では、5年生、6年生において、週に1時間外国語活動が行われ、外国語指導者、ALTを活用しながら、英語の音声や基本的な表現になれ親しませ、コミュニケーション能力の素地を養っておるところでございます。

英語関連事業といたしましては、国際教養大学との協定を結び、学生との交流を行い、英語に親しむ機会をふやしたり、中学校の英語教諭が小学校の授業で指導したり、イングリッシュキャンプを本市で開催したりするなど、英語への関心は高まってきております。

また、昨年度から、本荘南中学校を拠点校として、鶴舞小学校、尾崎小学校、本荘北中学校、本荘東中学校、県立本荘高等学校の6校で、文部科学省委託による英語授業改善プログラムを推進しており、この取り組みにより、英語使用の技能が徐々に身につけてきております。

そして、来年度から開始される文部科学省委託事業にも、本市の小中学校と県立高等学校がチームを組んで申請しているところであります。

以上のように、本市の英語教育は充実に向かってはおりますが、現在は数校の拠点校を中心とした取り組みとなっておりますので、来年度からは、全ての小学校の充実に向けて、短時間でも英語学習ができるよう、さまざまな方策を駆使して、徐々に質の高い学習へと向けてまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） 11番渡部専一君、再質問ありませんか。

○11番（渡部専一君） 市長に1点お伺いしたいと思います。

大項目3、庁舎建設についてですが、15年間は今の庁舎をもたせたい、という答弁がありました。きのうから答弁聞いていますと、建築の期間も当然関係してくるわけですが、私の受けとめ方としては、総合計画には基本計画はのせるけども工事はのせない、と受けとめたわけですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 昨日から、庁舎の建設についてはお答えしておりですが、当面はこの庁舎建設は見送るということでありまして、そして、新築する場合には、約60億円かかりそうであるということで、財政的に非常に難しい面があります。当然、合併特例債の平成31年を過ぎるわけでありまして、市としては、基金を積み立てて将来に備えていきたいという考え方でありまして、補足は総務部長からさせます。

○議長（鈴木和夫君） 阿部総務部長。

○総務部長（阿部太津夫君） ただいまの答弁に補足をさせていただきます。

15年の耐震が確保されたということで、平成40年ころまでもつと見ておきまして、計画から建築が完成するまで大体五、六年を見ており、逆算していきますと、次期総合計画、27年度から始まって最終年の36年ころ、そのあたりに基本構想的なものが出てくるかと思っております。そのころになれば、建設年というのもいろいろ動く可能性がありますが、おおよそそういった計画を持っておきましますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 11番渡部専一君。

○11番（渡部専一君） 教育長からは大項目7、小学校における英語教育の推進について、大変前向きな答弁をいただいたと受けとめております。範囲を広げた質の高い取り組みをしていく、という答弁だったと思っておりますので、来年度以降、期待して私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 再質問ということなので、関連して私からもつけ加えたいと思うのですが、小学校英語でございますので、英語の活動を中心としたことになると思っております。そういう意味では、まだまだやっていない学校もございまして、短時間に取り入れたり、そして徐々に質の高いものというところを押さえておいていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 11番渡部専一君。

○11番（渡部専一君） 終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、11番渡部専一君の一般質問を終了いたします。

この際、午後2時20分まで休憩します。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時21分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。22番長沼久利君の発言を許します。22番長沼久利君。

【22番（長沼久利君）登壇】

○ 2 2 番（長沼久利君） 議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今、外は吹雪ということでありまして、この本庁舎から30キロメートル圏内の私の住む地域も150センチメートル以上の積雪がありました。充実した除雪体制の中で、どうにか春を迎えることができ、職務とはいいいながらも、未明からの除雪作業に当たられたオペレーターを初めとする皆さんに、この場をかりて敬意を表したいと思います。

また、佐々木隆一議員も話しましたが、きょうは二十四節気の一つ啓蟄ということがあります。言葉の響きに春を感じるわけでありますけれども、東日本大震災でまだまだ予断を許さない状況が続いている中で、被災地に一刻も早い春が訪れますことを、皆さんとともに御祈念したいと考えております。

それでは、大項目1、里山資本主義からのエネルギー施策について伺います。

ブータンみたいな幸せを押しつけるものではない、から始まる藻谷浩介氏とNHK広島取材班の共著、「里山資本主義」で「「里山資本主義」のススメ」として同取材班の井上恭介氏は経済の常識に翻弄されている人は、もっと稼がなきゃ、もっと高い評価を得なきゃと猛烈に働いている、と書いています。そして、猛烈に働いている彼らはそれほど豊かな生活をしていない。今の経済は、節約するな、エネルギーを使え、それを活かすかに上回る収益を上げればいい、それが豊かさだと話しています。

さらに、経済100年の常識を疑うきっかけが、2008年のリーマン・ショックであるとし、震災、ユーロショック、超円高が連鎖——2011年、貿易黒字14兆円が全部アラブの産油国に持っていかれ、マイナス2兆円、そして31年ぶりの貿易赤字に転落したと書かれていました。お金の循環が全てを決するという前提で構築されたマネー資本主義の経済のシステムの横にこっそりと、お金の依存しないサブシステムの再構築をしようという考え方、これはマネー資本主義に対する里山資本主義という造語でもあります。森や人間関係といった、お金で買えない資源に最新のテクノロジーを加え活用することで、底がたい未来が出現するということを紹介していました。オーストラリアのペレットボイラーへの技術革新、ペレットを個人宅に供給するタンクローリー、バイオマス発電からの熱水を利用しての地ビール製造、そして持続可能な林業実現のための森林マイスター、岡山県真庭市のバイオマス政策課、行政の奮闘——枚挙にいとまがありませんでした。何ととっても、過疎を逆手にとって傍流、逆流が私のエネルギーと話す広島県庄原市の和田芳治さんの言葉から勇気をいただいたところでありました。あわせて、時代の潮流が再生可能エネルギーに向かい、地球温暖化対策の導入は不可欠な状態の中にあって、まさに目からうろこでありました。

本市に立ち返りますと、森林面積で、9万1,655ヘクタールがあると、由利本荘市バイオマスタウン構想に掲げているようであります。潜在力があると認識をいたしております。また、再生可能エネルギーに目をやりますと、太陽光発電については総合支所庁舎などへの設置、そして消防庁舎への地中熱ヒートポンプ融雪、また太陽光発電パネル、リチウム蓄電池等々防災機能の中にも使っていくということを伺っております。そして、メガソーラー発電についても用地の提供、小水力発電についてもガス水道局が実施計画なされていると伺っております。

アラブ産油国に幾らかでも頼らない里山資本主義の思想とエネルギー問題を考えるこ

とは、これからの本市のビジョンを決める大切な方向性であると私は認識しております。テストケースから発展した事業実施に向けて、計画はあるのか伺うものであります。

大項目2、県の第2期ふるさと秋田元気創造プラン（仮称）の戦略6、人口減少社会における地域力創造戦略から伺います。

全国最高のペースで進む人口減少、年少人口割合が全国最低、老年人口割合は全国最高等の課題があります。急速に進む人口減少への対策を柱に据えた、2014年度から2017年度の県政の設計図、第2期ふるさと秋田元気創造プランの素案が発表されております。そして、重点6戦略、産業、農林水産、観光、健康、教育・人づくり等々掲げられているのは御案内のとおりであります。特徴は、その中に前回プランになかった人口減を独立した戦略として明確にしたことであろうかと思っております。これは、強い危機感を抱く県民の声に対する力強い取り組みの姿勢ではないかと推察したところでもありました。

さて、戦略6、人口減少社会における地域力創造戦略の概要を見ると、施策2の官民一体となった少子化対策の推進は、市町村子どもの国づくり交付金を活用するとしております。また、施策3の次の親世代に対する支援の充実強化は、出会いの場づくり等から始めるという文言が書かれております。この2つの戦略は、特に市町村と密接な関係が重要視されていると認識していますが、新年度、本市としてどのようなプランニングになるのか伺うものであります。

大項目3、産業振興について伺います。

(1) 6次産業化推進について。農林水産省の資料によりますと、6次産業化は、農山漁村に雇用と所得を確保し、地域活力の向上を図るため、農林漁業生産と加工・販売の一体化による付加価値の拡大、そして地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するとしています。秋田県に目を転じますと、農業県と言われながら、食料品、製造品の出荷額は全国44位、東北ではもちろん最下位で食品加工が弱点とされております。昨年末には、2018年度をめどに、米の生産調整廃止が決まり、対応が迫られる中、2013年度の制度改革で6次産業化に対する都道府県または市町村による役割や責務が重要になってきていると感じています。

さて、本市の6次産業化促進支援事業の推進につきましては、定住自立圏事業等での事業補助を行っているようですが、話題性、または声高の割には取り組みが鈍いように私は感じております。事業は農林事業者が主体にならなければならないということはわからなくもありませんが、事業者側の弱点が指摘されているのも現実であります。意識や基礎知識の弱さ、財務管理・労務管理、そして資産の不足、販売力の弱さ、生産力の弱さ、人材不足等々が指摘されております。

さて、その間、6次産業化をバックアップする法律が成立をしております。六次産業化・地産地消法、これは、生産及びその加工・販売を一体的に行う事業計画を認定し、各種資金等による支援をするというものであります。資料によりますと、昨年5月の認定件数は全国で1,478件、東北で223件ということになっているようであります。

また、ファンド法も成立しました。融資を通じて成長産業化を促進する法律ということになっております。それと関連して、県または自治体を經由して補助金が入ることになります。これは、自治体のサブファンド設立に対して大きく関与できるように

なったことではないかと私なりに理解しております。主な目的としては、農林水産物の利用促進に必要な基盤整備や、直売所を利用した地域農林水産物の利用等々が掲げられております。そういう状況下、総合事業計画の認定者への支援制度などを最大限に活用した取り組みが必要になってくると思います。本市の状況はどうなっているのか伺うものであります。

(2) 農商工連携推進について。

昨年1月12日、秋田魁新報に高付加価値の米好評、小さい農家と連携して販路を開拓という見出しが掲載されました。内容は、秋田市御所野の印刷会社が、見た目にインパクトのある包装を使い、農家の米をブレンドせずに単一農家米として売り込むことに成功したとありました。知り合いの農家から米の売り方の相談を受け、まずは消費者ニーズを調査し、試食会やアンケートを実施し、県産米の食味のよさから、ギフト需要の高いことを知り、希少価値の売り込み戦略をとったということでもあります。さらに、法律の改正があり、農林漁業者と中小企業者が連携して行う新商品や新サービスの開発、販路開拓等の取り組みについて支援が強化されております。こういった支援策を活用するための行政からのアプローチが必要ではないかと感じるころであります、市長の見解をお伺いいたします。

大項目4、市民福祉についての公共交通確保と高齢者対策について伺います。

我が東由利地域を昨年回ってみまして、高齢者世帯と空き家が増加していると痛切に感じました。さらに、各家々を回って、「あしたは本荘の病院に行かなければならないが、嫁がせた娘の世話にならなきゃいけない、食料品も調達しなければならぬ」とこぼしていた老夫婦に出会いました。そして、老老介護を余儀なくされる僻地の実態に啞然とさせられました。住民の足、そして買い物弱者の課題をいかにクリアするかは地域に課せられた大きなテーマだということを実感いたしました。

さて、本市に当たっては、公共交通確保事業について、定住自立圏共生ビジョン等々、いろいろな事業が実施され、車両の購入、実証運行、本格運行、そして由利高原鉄道サイクルトレイン改造事業など、多様な事業を実施しております。さらに、国・県補助事業を活用し、既存公共交通への補助を行いながら、地域公共交通確保のために都市機能集積地へのアクセスの向上に努めているということは、私が申すまでもありません。

そこで伺うのでありますが、地域公共交通・総合連携計画策定事業の年次計画書に示されている、公共交通不便区域の対応はどのようになっているのか。スクールバス混乗等、デマンドタクシー等の実証実験の検証、本格実施に向けての実態はどのようになっているのか。さらに、各地域1日1往復でもごてんまり号地域版の運行を考えられないのか、伺うものであります。

大項目5、商工振興について。

(1) 由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例について伺います。

中小企業振興に関する条例として、昨年2月議会に提出された、由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例が、基本的理念であるとの説明の中で可決されました。商工業振興に対する市の責務や事業者等の役割を明らかにし、活力ある市内中小企業者を育成するとともに、地域の振興発展を促すと言われております。

さて、県でもことし4月の施行を目指して、多少ニュアンスは違うにしても、中小企業振興条例が県議会に提出されているとの報道がありました。知事は理念条例との位置づけ、そして条例が施策や事業・予算とどうリンクするのか、当初予算に当たってはしっかり詰めたと話のように、中小企業振興条例推進事業などが予算案に盛り込まれておりました。条例案を拝見いたしまして納得したところでありましたけれども、11項目にわたり内容が整理されておりました。例えば、指針の策定、実施状況の検証、そして基本的施策等々、広範囲にわたり網羅されておりました。また、市町村への協力、指針の公表についても役割が示されていて、大変参考になりました。さて、本市では同類の条例として、実効性ある条例にするために、今後どのような方策を考えているのか伺うものであります。

(2) 羽後町の寒冷地経費助成金について伺います。

本市では、中小企業者の多様なニーズに応えるために、企業誘致優遇措置を初め、融資制度、商店街活性化事業、融資斡旋制度、ベンチャー企業支援事業等々を行っております。また、経営安定特別支援助成金の、水道料金の2分の1助成や、新規雇用奨励助成金の新卒者30万円の助成等々、厳しい経済、雇用情勢の中で対応策を練り、行っているところでもあります。

さて、秋田県内各市町村の企業支援事業を検索してみました。それぞれユニークな事業が展開されているようであります。目を引いたのが、羽後町の寒冷地経費助成金の実施でありました。これは、雇用保険加入従業員5名以上、製造または加工を行っている事業者であり、積雪対策もしくは直接除雪する場合または委託する場合が条件で、5万円が補助されているという内容でありました。ことしは、県でも豪雪対策本部、本市でも雪害警戒室を立ち上げた状況にあり豪雪でありました。小規模事業者等、朝から晩まで除雪作業に身体、経済ともに疲弊し切っております。雇用を約束する事業所にとっては、多少なりとも元気の源になろうかと考えて提案するものであります。そこで、羽後町を例とした寒冷地経費助成について、何でもかんでもという補助ではなく、積雪の多い旧過疎市町村、かつ積雪が100センチメートルを超えるなど条件を付しての実施はできないか伺うものであります。

大項目6、観光振興について伺います。

(1) 県の未来づくりプログラム事業決定から。

1月21日、秋田魁新報の3面に小さく、由利本荘市とにかほ市、そして八郎潟町が県の未来づくりプログラムに事業決定されたとありました。記事には、本市とにかほ市は鳥海山を核とした広域観光振興プロジェクトの名称で、道の駅象潟、ねむの丘の観光情報を提供する拠点施設や、イベントスペースを再編する整備のほか、本市としては、花立グリーンハイツを高原エリアの拠点として改修、2次アクセスも強化し、鳥海周辺の観光振興を図るという内容でありました。事業期間は2014年度から3カ年、4億円を交付するというものであります。まずは事業採択に向けて御努力された関係部局に敬意を表したいと思っております。

そこで、事業を名実ともに実のあるものにするために、昨年9月に行われた議員への説明会で配付された資料を再度見てみました。その中の留意事項の要点に、地元住民、商工団体、農業団体等関係団体、企業とも十分な連携を図り地域を巻き込んだもの、24

年度から28年度の5年間、そして市町村の主体性の確保に配慮しつつ、協議の上で合意形成を図るとされておりました。いろいろ要件があったわけでありまして。スルーからスローへの誘客など、たくさん課題があるという中で、要点を認識し、事業実施を図るわけでありまして、現状はどうか伺うものであります。

にかほ市と本市それぞれの関連事業も掲載されておりました。本市からは、市道の局部改良が条件になっているようでありまして、にかほ市の部分改良は計画にのっていませんでした。そのことにより、鳥海グリーンラインのスムーズな回遊性というものが薄くなると考えるのでありますが、いかがでしょうか。

また、事業期間が2014年から3カ年とありますが、以前の期間中に、識者・関係者等々、ワークショップ等で調査からの事業実施が望ましかったわけでありましてけれど、現実はどうなのか伺うものであります。さらに、プロジェクトの留意事項に、主体性と協議の合意形成を図るとしてありますが、この現状についても伺います。

(2) 地域観光ルートの整備・予算状況から伺います。

昨年3月の定例議会において、私は、各地域の観光施設の整備状況と予算状況について質問をいたしました。各地域の主要な観光施設や観光スポット、道の駅などを中心に予算措置していて、各所管や団体と連携し、保存や整備の充実を図っていくという答弁をいただいております。観光ルートの中にある文化財や天然記念物などの整備の現状はどうなっているのか伺うところであります。

大項目7、スポーツ振興について伺います。

昨年暮れの読売新聞の川柳コーナーの記事の中で、1番目にあったのが「国民が自分の年に七を足す」という川柳でありました。2020年の東京オリンピック開催決定を喜ぶ国民の思いが伝わってくる気がいたしました。さらに、ことしの冬季オリンピックのソチ大会、選手からいただく感動は、私たちのあすへのエネルギーを導く力があり、厳しい経済環境の中にあっても、スポーツの底力を感じたところでありました。また、広報ゆりほんじょう3月1日号には、市スポーツ賞の表彰式の様子が掲載されておりました。各大会で輝かしい成績をおさめられた選手を含め、関係各位に敬意を表したいと思っております。

最近、おもしろい記事も目につくようになりました。ことし2月23日に横手市で開催された雪寄せ世界大会、四八豪雪以来の積雪を逆手にとった発想で作り上げたイベントであります。我が東由利地域でも、東由利をおもしろくする会が主催して、雪上野球大会も行われました。15チームの参加で、盛会に終わらせていただきました。

さて、本市に目を向けますと、DESTINATIONキャンペーン、国文祭の後は、オリンピックを絡めたスポーツ色の強い地域振興が図られると想像するところであります。国療跡地の利活用についても、今後基本設計、実施設計、建設と、タイムスケジュールどおりに順調に推移していくと想定をしております。体育館建設につきましては、平成27年度以降になりますが、県の2009年スポーツ立県宣言と歩調を合わせながら、着実に本市のスポーツ振興の方向性を定めていかなければならないということは、皆さんも意をともにするものと考えます。

そこで、国療跡地体育館建設完成を前に、(1)次期総合計画へスポーツ立市を掲げてはということで伺うものであります。

次に、日本体育協会などが主催する中高年の総合競技大会、日本スポーツマスターズが2016年に本県で開催されることが決定いたしました。全国から選手、スタッフ総勢8,000人の来県が見込まれるとのことであります。昨年開催の北九州市では、7,670人の参加、2億8,000万円から8億5,000万円の経済効果をもたらしたという報道もありました。県は26年度中、市町村や競技団体と協議し、会期、会場を決定していくとしておりますが、(2)日本スポーツマスターズ2016に向けての取り組みについて伺うものであります。

次に、平成12年度に策定された国のスポーツ振興計画の中で、生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境整備のための重点施策として、2010年までに旧市町村に1つの総合型地域スポーツクラブを育成するという目標が掲げられました。スポーツ振興くじ助成事業からの総合型地域スポーツクラブ創設支援事業等の普及を狙っておりますが、(3)総合型地域スポーツクラブの設立と育成状況はどのようになっているのか伺うものであります。

次に、ことし1月、2020年開催の東京オリンピックに出場する選手、チームの事前合宿誘致に向けて、県と各市町村が動き始めたという報道もありました。県が説明会を開催したということでありますが、そこで、(4)2020東京オリンピック等事前合宿誘致に向けた本市の考えについて伺うものであります。

大項目8、防災計画の策定と防災教育について伺います。

昨年8月29日に県が公表した地震被害想定調査によると、本県沖3海域連動によるマグニチュード8.7級の巨大地震が深夜に起きた場合には、沿岸部を中心とする津波などで、死者が1万2,606人、14万3,126棟が全半壊、焼失するとのことでした。新聞記事を読みながら、標高200メートル近い私の地域も、地震の30分後の本市沿岸11.7メートルの津波の数字だけを思い浮かべながら、我が家の防災マニュアルを比較して想定したところでありました。

そんな中、ことし1月25日に開催された市民防災講演会は大変勉強になりました。群馬大学広域首都圏防災研究センター長の片田敏孝教授の「想定を超える災害にどう備えるか 日本海中部地震・東日本大震災の教訓」と題しての講演でありました。防災教育を次世代に引き継ぐことの重要性を訴えておりました。3年経過しようとしている東日本大震災の教訓を無駄にはできないと改めて感じたところでありました。

話の中で、日本海側は太平洋プレートとユーラシアプレートに挟まれていて、津波の発生頻度は少ないが、プレートの角度が急なため地震規模が大きくなる、プレート境界と陸地の距離が短いため、津波の到来が早い、また、日本海が狭いため、反射作用で繰り返し襲来することが想定される等々の特徴を紹介していました。

そしてさらに、県公表の津波想定に対しては、数字におびえる必要はないとして、交通事故だって全国で年間4,000人が死亡している。巨大地震が千年に一度で2万人としても、1年間では20人しか死なない。そう考えれば、交通事故や水害、土砂崩れなどのほうがリスクがあるとし、災害への備えに最善を尽くす姿勢の大切さを熱っぽく話してくれました。

さらに、災害文化を継承するために、三重県尾鷲市の音楽での「津波てんでんこ」の合唱、算数での津波の早さの計算など、学校の教科で防災意識を高めることが重要であ

ると紹介しておりました。

市民の生活に返ったとき、地球温暖化の陰で局地的豪雨、暴風雨、竜巻等が頻発する昨今であります。本市の防災計画につきましては、新年度、秋田県の地域防災計画を参考にしながら、見直し、充実を図るとしてしておりますが、防災計画策定のスケジュールはどのようになっているのか。また、各県で実施されている防災教育の手引き等を活用しての防災教育の推進の考えについて伺うものであります。

以上、大項目8つについて質問をさせていただきます。答弁よろしく申し上げます。

【22番（長沼久利君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 長沼久利議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、里山資本主義からのエネルギー施策についてにお答えいたします。

里山資本主義につきましては、お金に換算できない身近な資源を、そこに住む人々みずからが活用しようとする取り組みであると理解しておりますが、これは、自給自足や地産地消といった考え方のもと、各種再生可能エネルギーの利用に取り組んできた本市の方向性と一致するものであると考えております。

その中でも、特に木質バイオマスにつきましては、自然豊かな、森林面積の割合が高い本市において有望なエネルギー資源であり、由利本荘市バイオマスタウン構想では、林地残材、製材残材等の効率的な収集システムの構築により、その利活用を図ることと位置づけております。

このことから、市ではこれまで木質パウダーボイラーの事業化を目指し、技術・採算の両面から分析検証を行ってまいりましたが、パウダー製造設備への投資費用がかさみ、採算がとれないなど、現段階では事業化は難しい状況であると判断したところであります。

このような状況の中、平成26年度の新たな取り組みとして、ペレットストーブ及びまきストーブの設置費用の一部を助成することにより、地球温暖化の防止並びに市民の木質バイオマスへの関心を高めてまいりたいと考えております。

さらに、雇用創出実践事業により、林地残材や間伐材収集の実験事業を実施し、自伐林家の育成と小規模林業の推進を図り、将来的な木質バイオマスの利活用につなげる研究を進めてまいります。

また、このほか、風力発電事業につきましては、地元企業による事業参入についての支援をなお一層進めるとともに、市庁舎や消防庁舎などへの太陽光発電の設置、さらには、地中熱ヒートポンプ設備やメガソーラー及び小水力発電事業の促進により、自立分散型エネルギーシステムの構築を図り、災害時への対応にも取り組んできており、今後とも地産地消の再生可能エネルギーの普及に積極的に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、県の第2期ふるさと秋田元気創造プラン（仮称）の戦略6、人口減少社会における地域力創造戦略からについてお答えいたします。

県の第2期ふるさと秋田元気創造プラン（仮称）は、計画期間を平成26年度から29年度までの4年間とし、人口減少社会や少子高齢化などの重要課題に対する戦略目標を設

定し、県民が誇りと自信を持てる秋田の構築を目指しております。

御質問の市町村子どもの国づくり交付金について、市では、平成26年度から新たに5歳児健康相談の実施と、継続事業の乳児に係るロタウイルスワクチンの公費助成並びに遊具の設置や修繕を対象事業として要望しており、現在、県と協議中であります。

平成26年度の本市に対する交付金の総額は約1,400万円を見込んでおり、子育て支援に関する事業に有効に活用してまいりたいと考えております。

また、次の親世代に対する支援の充実強化については、本市では今年度、市民による実行委員会が、県の少子化対策応援ファンドによる助成事業を活用し、ハートでつくるご当地グルメ開発プロジェクトを実施し、3組のカップル成立につなげる出会いの場を創出しており、平成26年度も引き続き婚活事業を支援してまいります。

加えて、あきた結婚支援センターによる個別マッチング事業、いわゆるお見合い事業を初め、出会いイベントの開催、登録会員への情報発信や特別相談の実施、さらには結婚サポーターによる支援など、なお一層の充実強化を図ることとしております。

本市を初め、県内各地域で開催してきた出張・結婚相談なども大変好評を得ており、同センターとこれまで以上に連携を重ね、出会いの場を創出するなど、引き続き支援の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、産業振興についての（1）6次産業化推進についてにお答えいたします。

政府は、強い農林水産業・美しく活力ある農山漁村に向けた四本柱の一つとして、農林水産物の付加価値の向上を掲げ、六次産業化法及びファンド法などにより、6次産業化を推進していくとしております。

また、総合化事業計画は、六次産業化法に基づき、農業者等が生産及び加工・販売を一体的に行う事業活動に関する計画であります。県内では31件、うち本市では2件が国の認定を受けております。

本市の支援事業といたしましては、6次産業化促進支援事業により、施設支援整備として、平成21年度から延べ33件に、また、特産品の開発・販売事業として、平成22年度から延べ12件に助成しております。さらに、今年度からは、農業法人等が6次産業化に取り組むため従業員を雇用した場合、1人当たり月額10万円を支援する制度を設けており、これまで9件に助成しております。

農業者みずから加工から販売まで手がけることは、特に資金や技術面において大変難しい現状であると認識しております。市といたしましては、取り組みを希望する農業者等に対し、事業規模に応じた適切な支援を行うとともに、対象者の掘り起こしを行い、今後とも6次産業化を推進してまいります。

次に、（2）農商工連携推進についてにお答えいたします。

平成20年5月に成立した農商工等連携促進法は、農林漁業者と商工業者の持つそれぞれの経営資源を活用し、連携することで、新たな市場の創出、農林水産業・商工業の経営向上及び地域の雇用・就業機会の創出を実現しようとするものであります。この法律に基づく主な支援措置としては、信用保証協会による保証枠の拡大や低利融資などがあります。

これまで、県内で9件の農商工等連携事業計画が国の認定を受けておりますが、本市においては、生花を保存加工するプリザーブドフラワーの事業計画1件が認定されてお

ります。

また、JAと加工業者、観光業者で組織する由利地域食農観推進グループは、秋田由利牛など地元食材を使用した創作メニューによる「とり・べこ・ぶた祭り」を市内飲食店で開催したほか、地元産果物ジュースの贈答品の商品開発にも取り組むなど、農商工連携の動きが活発となっております。

今後とも、県や関係団体とともに、引き続き商品化につながる地場産品の発掘や事業者への支援制度のPRに努め、農商工連携による取り組みを積極的に推進してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、4、市民福祉についての公共交通確保と高齢者対策についてにお答えいたします。

市では、平成21年度に地域公共交通総合連携計画を策定し、効率的かつ安全・安心な地域公共交通の確保と実現を目指して、関係事業の推進に努めてまいりました。中でも、市民の足の確保を重点課題とし、民間路線バスの廃止対象となった不採算路線について、コミュニティバスの導入とあわせ、路線再編を行い、利便性の向上と持続可能な公共交通の確保に取り組んできたところであります。

御質問の実証試験等の状況であります。スクールバスの一般混乗については、大内地域軽井沢線で実施しており、4月から1月までの一般利用者数は、合計で38人となっております。

また、コミュニティバスによる一部区間のデマンド対応については、大内と矢島地域で実施しており、これまでの予約回数は、大内・高尾線で388回、羽広線で26回、軽井沢線で10回、矢島・桃野線では実績なしとなっております。

なお、昨年4月からタクシー会社が自主的に実施しております大内地域での買い物タクシー実証試験については、毎週火曜日に運行され、最近の利用者数が月5人程度にとどまっております。

これらの運行形態については、引き続き、利用実態を注視しながら検証を加え、効率的かつ利便性の高い運行方法を検討してまいります。

また、ごてんまり号の地域版運行については、羽後交通バス路線や由利高原鉄道との競合及び現在市で運行しているコミュニティバスとの整合性などにより、現段階では難しいものと考えております。

来年度においては、平成27年度からの次期公共交通総合連携計画の策定を予定しており、公共交通不便区域への対応策についても、今後乗車需要や効率性などを調査、検討の上、計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民の日常生活における交通確保、特に高齢者の足の確保を念頭に、福祉政策とあわせ、計画策定に取り組んでまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、5、商工振興についての（1）由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例についてにお答えいたします。

この条例は、本市の経済・雇用情勢を踏まえ、市として、産業振興と中小企業施策を推進する上で基本的事項を定めるものと位置づけております。条例の施行から1年を経過し、この間、企業立地の促進と中小企業の競争力の強化という2つの目的に沿い、施

策を進めてまいりました。

企業立地の促進につきましては、トップセールスによる企業誘致活動に積極的に取り組んでいるほか、民間の土地・建物を取得し、新たな貸し工場として整備することにより、地域の雇用の場の確保につなげております。

また、競争力の強化につきましては、省エネ改修費用や展示会への出展経費に対する助成制度の創設、設備投資への制度融資の拡充など、中小企業の事業拡大に対応した支援策を実施してまいりました。

このほか、条例の基本方針を踏まえ、産学共同研究センターの活用や、研究開発のための助成事業により、企業の技術力向上を図り、地域特性を生かした観光産業や農産加工業の創出、育成に向け、6次産業化促進支援事業や実践型雇用創造事業などの支援策を講じております。

市といたしましては、今後も条例の趣旨に基づいた施策を展開し、産業振興と中小企業の育成に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、（２）羽後町の寒冷地経費助成金についてにお答えいたします。

本市は、豪雪地帯対策特別措置法に定める豪雪地帯に指定されており、中でも、矢島地域、東由利地域及び鳥海地域は、積雪の度合いが特に高いことから、特別豪雪地帯となっております。

御質問にある寒冷地経費への助成でございますが、羽後町の独自施策として実施されており、町内の製造業などを対象に、従業員5人以上の場合、毎年度5万円を交付する内容であります。

この制度を本市でも行ってはどうかとの御提案であります。市の面積の広さや事業所の数、製造業以外の事業者との公平性の確保など、検討が必要な事項が多いと感じております。

これまでも、地域産業の活性化を図るための事業を行ってきておりますが、今後も、事業者のニーズに対応した施策を実施し、商工業の振興に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、6、観光振興についての（１）県の未来づくりプログラム事業決定からについてお答えいたします。

1月20日に、あきた未来づくり本部会議が開催され、私みずから知事にプレゼンテーションを行い、本市とにかほ市の連携による、鳥海山を核とした広域観光振興プロジェクトの事業計画が決定され、平成26年度から3カ年で実施してまいります。

本計画の策定に当たっては、由利高原鉄道株式会社や、地元の矢島地域協議会の意見を取り入れ、地域を巻き込んだ計画案を作成し、その案について観光協会会長や議会の皆様に説明させていただき、取りまとめた計画となっております。

また、総務省が認定した地域活性化伝道師である中沢さかな氏より、専門的な立場からの助言をいただき、作成しております。

グリーンラインのアプローチ路線である県道象潟矢島線のかほ市側は、桑ノ木台湿原と獅子ヶ鼻湿原を結ぶ重要な観光道路であります。事業期間等の制約もあり、今回の計画では取り込めないため、狭隘部分等の解消については、引き続き両市で要望活動を行うこととしております。

有識者や関係者等のワークショップについては、由利本荘市、にかほ市の民間観光関係者で組織する由利地域観光振興会が平成24年度に実施しており、その意見を反映させたものとなっております。

本プロジェクトは、県内で初めて行政区域を越えた事業として高い評価もいただいております。今後の環鳥海の連携を担う重要な事業でありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、（２）地域観光ルートの整備・予算状況からについてお答えいたします。

市の観光施設については、毎年予算措置し、観光ルートの整備に努めているところがあります。地域観光ルートの中には、建造物や史跡、天然記念物などの文化財が多く含まれており、所有者や管理者と連携し、維持管理に努めながら、文化財の魅力を体感していただいているところでもあります。

市内には、指定や登録された建造物が30件、史跡「鳥海山」などの指定史跡が19件、天然記念物が24件あり、市が管理している文化財に対しては、観光施設同様、毎年度予算措置して通常管理や整備を行っており、今年度は、建造物・史跡などの管理費として、修繕や耐震補強工事の経費も含め6,748万円、天然記念物の管理経費として75万円ほどを予算化しております。

東由利地域にある法内の八本杉の周辺整備につきましては、駐車場や遊歩道、説明板等の周辺施設も含め、定期的に草刈りなどの環境維持活動を行うとともに、5キロメートル手前から誘導案内板を設置するなど、その整備に努めているところでもあります。

そのほかにも、本市では、個人や団体が所有、管理している文化財について、必要に応じて樹木医などの専門家を派遣したり、補助金を交付して修理事業を支援するなど、協力して整備に努めているところであり、今年度は、その経費として483万7,000円を交付しております。

本市では、これら文化財を、引き続き市の重要な観光資源として、関係者と協力しながら整備、活用に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、7、スポーツ振興については、教育長からお答えいたします。

次に、8、防災計画の策定と防災教育についてにお答えいたします。

国では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の防災対策の充実強化を図るため、平成24年6月に、大規模広域災害への即応力の強化などを柱とする、災害対策基本法の第1弾の改正を行い、さらに、昨年6月には第2弾の改正を行っております。

また、秋田県では、これらの災害対策基本法等の改正と、平成25年8月の秋田県地震被害想定調査の結果及び最近の豪雨災害等を踏まえ、秋田県地域防災計画の全面的な見直しを行っており、今年度末までに完了する予定と伺っております。

こうした中、本市では、改正後の災害対策基本法等や、これらの改正に関する国からの通知などをもとに、秋田県地域防災計画と整合性を図りながら、本市の実情を踏まえ、平成26年度末までに、由利本荘市地域防災計画を修正する計画であります。

現在、地域防災計画の全面的な見直し作業に着手しており、本市の災害応急対応の一層の充実強化を図るため、最近発生した災害への対応事例の検証を進めているほか、あわせて、住民の円滑かつ安全な避難行動を確保するため、避難所カルテの作成なども行っているところでもあります。

修正案につきましては、平成26年度から、庁内にワーキンググループを立ち上げ、具体的に検討を進めてまいります。地域住民代表や女性団体等の代表者による市民防災会議を開催し、広く市民の声を反映させてまいりたいと考えております。

なお、修正案につきましては、9月ごろに修正方針及び概要について議員の皆様へ説明を行う予定であり、また、住民からの意見聴取として、12月ごろには、市ホームページ等によるパブリックコメントを実施する予定であります。その後、来年の2月をめどとして、ほぼ最終形となる修正案を再度議員の皆様へ説明し、防災会議を経て、本市地域防災計画の修正を決定する予定であります。

なお、このたび新たに制度化された指定緊急避難場所及び避難所の指定につきましては、早速その準備を進めており、災害に備えた体制整備には、スピード感を持って取り組んでまいります。

防災教育の推進の考えについては、教育長がお答えいたします。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 長沼久利議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、7、スポーツ振興について、（1）次期総合計画へスポーツ立市を掲げてはにお答えいたします。

秋田県は、2009年9月に、スポーツ振興を県民運動として展開するとともに、スポーツ王国復活に向けた取り組みを強化するために、「スポーツ立県あきた」を宣言し、さまざまな施策を展開しております。

本市では、教育方針でも述べましたが、スポーツ立市を視野に入れながら、「市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」を基本目標とし、生涯スポーツの推進、競技スポーツの振興、指導者の養成、スポーツ施設の整備充実、プロスポーツチームとの連携などを柱に、スポーツ振興に取り組んでいるところであります。

東京オリンピック開催が決定し、今後、日本中でスポーツ機運が高まる中、国療跡地に計画している北東北随一のアリーナや他のスポーツ施設が完成しますと、そこを核にして、ますます本市のスポーツ振興が図られるのは間違いありません。

現在、スポーツ立市を次期総合計画へ盛り込むための準備を進めておりますが、施設完成後は、市民が「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」といった、それぞれの形で参加することにより、本市の競技スポーツ及び生涯スポーツは大きく発展するものと考えております。

さらに、スポーツ立市の柱を「スポーツで人づくり」と定め、スポーツによる活力あるコミュニティーをつくり、スポーツ振興を図りながら、生涯スポーツ社会の実現に向けて努めてまいります。

次に、（2）日本スポーツマスターズ2016に向けての取り組みはについてお答えいたします。

日本スポーツマスターズは、生涯スポーツのより一層の普及、振興を図り、あわせて、生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持、向上に寄与する目的で開催されます。

スポーツ愛好者の中で、競技志向の高い35歳以上を対象とした、ソフトボールやサッカー、バレーボールなど13競技が対象となる総合スポーツ大会であり、2016年に秋田県での開催が決定しております。

現段階では、秋田県より詳しい説明等は受けておりませんが、本市においては、過去に平成19年秋田わか杉国体や、平成21年の全日本総合男子選手権大会、平成23年北東北インターハイ、平成24年東北総合体育大会で、ソフトボール競技を開催した実績がありますので、そのノウハウを生かしながら、ソフトボール競技はもちろんのこと、他の競技も視野に入れながら招致してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（3）の総合型地域スポーツクラブの設立と育成状況はにお答えいたします。

本市では、スポーツ振興の推進施策の一つとして、総合型地域スポーツクラブの設立支援があります。

総合型地域スポーツクラブは、地域住民により自主的、主体的に運営され、多世代・多種目・多志向に対応し、子供から高齢者まで誰もがいつでも気軽に参加できるスポーツクラブであります。このクラブの設立については、秋田県や秋田県体育協会でも推進しており、現在県内に62クラブが設立され、本年3月末までには新たに4クラブが設立予定であります。

本市では、既に本荘地域の尾崎スポーツクラブ、西目地域のスポーツ健康クラブ西目、大内地域のスポーツ・ポポロの3クラブが設立され活動しており、本年3月末には、本荘地域に石脇スポーツクラブが設立予定であります。本市のこれらクラブについては、情報提供や運営、活動に関する場の提供や支援を行っているところであります。

クラブの設立については、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興助成事業により、設立準備の1年目に助成が受けられ、また、設立から最大5年間、助成が受けられます。ただし、助成対象経費の1割が自己負担であり、専属のクラブマネージャーを養成し、配置しなければならないという条件もあるなど、5年間の間で自主運営できる仕組みづくりを構築しなければなりません。

今後は、秋田県体育協会と連携を図り、スポーツ振興のためにも、各地域に少なくとも1つ以上のクラブ設置を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、（4）2020東京オリンピック等事前合宿誘致に向けた本市の考えはにお答えいたします。

本年1月21日に、秋田県が開催した東京オリンピック等事前合宿誘致に関する市町村説明会において、オリンピックや国内で開催される国際スポーツ大会に係る国内外選手団の事前合宿等の誘致を、県と市町村、各競技団体が連携して推進することとしております。

合宿誘致をすることは、国際レベルや国内トップレベルのプレーを間近に見たり、交流を行うことで、県内アスリートの競技力の向上にもつながり、地域間交流や国際交流の促進、また観光産業の活性化にもつながるものと考えております。

市町村の合宿誘致については、既存体育施設の国際基準や空調設備、あわせてトレーニング設備の整備状況などの諸条件があり、現在本市にはそれらの条件を満たす施設は

ありませんが、国療跡地に計画されておりますアリーナについては、国際基準なども満たしたものとなりますので、屋内でのほとんどの競技種目が合宿誘致可能となります。

なお、市町村の誘致意向調査の回答は、本年4月25日まで県に報告することになっておりますので、誘致競技については、今後、庁内関係部署及び関係競技団体と協議して、誘致に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、8の防災計画の策定と防災教育についてお答えいたします。

東日本大震災を契機に、本市ではいち早く、校長会等で大地震の震度に応じた行動計画等、「自分の命は自分で守る」を合言葉とした、学校独自の危機管理マニュアルを作成しております。

その中の一つとしては、大地震による停電で電話連絡網が使えないときの対応として図表で示しており、家庭や地域と連携しながら、子供みずからが学校内外でどんな行動をとればよいか、保護者はどう行動し、地域とどう連携していけばよいかを示しております。

さらに、学校内での避難訓練におきましては、火災、地震、津波、噴火、洪水等、地域のあらゆる実態に応じた、授業時間以外でのさまざまな状況を想定した避難訓練を実施するなど、計画的な防災教育が実施されております。

また、和歌山県などで作成している防災教育の手引きについてであります。類似した手引きを、秋田県でも昨年11月に作成し、各学校に配布しております。秋田県の自然災害の特徴、授業での防災教育例、非常時持ち出し品等の備えや心のケアなど、充実した内容となっており、各学校においては、この手引きを活用し、来年度に向けて、自校の防災教育の計画を見直し、改善を図っているところであります。

このほか、今年度、県の事業であります防災教育外部指導者派遣事業を活用し、気象台の職員から、台風における身の守り方、警報・避難勧告が出されたときの行動の仕方等を学んだり、自衛隊員から、災害への備えや人命救助等の実際を学んだり、生の体験を通じた切実感のある説明により、防災の意識が高められております。

このように、学校での防災への意識は高まってきておりますが、今後は、教職員や児童生徒の防災意識のなお一層の高揚を図るため、市の防災計画や地域の防災訓練と連動した行動手順の周知を図るとともに、災害の発生時には、児童生徒がどこにいても、自分の身を守り、被害を最小限に抑える心構えと備えについての指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 22番長沼久利君、再質問ありませんか。

○22番（長沼久利君） 大変丁寧に答弁をいただきました。

ちょっと確認事項がありますので伺わせていただきたいと思います。

大項目1、里山資本主義からのエネルギー施策についてでありますけれども、先ほどペレットストーブへの補助という形で、答弁いただいたと認識しております。里山資本主義というのは、自分たちの資源を自分たちが消費、そしていろいろな経済効果に発展させていくということでありまして、ペレットストーブへの補助ということは、木質パウダーボイラーの事業化が難しい状態の中で、ペレットストーブに対するものの考え方を前向きに捉えていこうということなのか、その辺のところをお聞かせいただければと

思います。

- 議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） そのとおりであります。
- 22番（長沼久利君） 次に、大項目2の市町村子どもの国づくり交付金の部分についてであります。25年度は、ロタウイルスワクチンの公費助成と遊具設置ということでありましたが、市長がもう1項目話したような気がしました。26年度はさらにそれが加わったという解釈でよろしいのか、その辺のところをお聞かせいただきたいといます。
- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 遊具の設置や修繕です。
- 議長（鈴木和夫君） 22番長沼久利君。
- 22番（長沼久利君） 先ほど、ロタウイルスワクチンの公費助成と遊具設置、さらにもう1つ言われたような気がするんです。26年度にはもう1項目加わったのかという確認であります。
- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 5歳児健康相談です。
- 議長（鈴木和夫君） 22番長沼久利君。
- 22番（長沼久利君） 大項目3の（1）6次産業化の推進について伺いますけれども、それぞれに努力しながら6次産業の推進に努めていくという、力強い答弁をいただきましたが、先ほど話させていただきましたとおり、国の総合事業計画の認定支援とかもあるなかで、私は提案型という形で質問をしたつもりでありましたが、そういった効果を狙った、前向きに拡大していくという解釈でよろしいのか、その辺のところお聞かせいただきたいといます。
- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） そのとおりであります。
- 議長（鈴木和夫君） 22番長沼久利君。
- 22番（長沼久利君） わかりました。
最後、大項目5、商工振興についての（2）羽後町の寒冷地経費助成ということについて伺いたいと思いますけれども、非常に広範囲なために難しいと受けとめたわけですが、広範囲であるということと、事業所の数が多いということはイコールではないと思っております。そういうことを踏まえて考えていけば、矢島、鳥海、由利、大内、東由利、これだけで今の現状では100事業所しか——まず大体多目に見て。これが3地域、特別豪雪地帯ということになればさらに縮小されていくわけでありますので、広いからということだけでなく、多いからという解釈でよろしいのか。そして、難しいということは、そのまま難しいという解釈でよろしいのか。それとも前向きに頑張るということなのか、その辺のところをお聞かせいただきたいといます。
- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 先ほども申し上げましたが、本市の実情として、面積の広さ、事業所の数が——それから製造業だけでよいのかといった点、公平性の確保の観点から検討しなくてはならないという答弁を申し上げたとおりであります。
- 議長（鈴木和夫君） 22番長沼久利君。

- 22番（長沼久利君） 前向きに検討していただきたいということを願ひまして、再質問を終わります。
 - 議長（鈴木和夫君） 以上で、22番長沼久利君の一般質問を終了いたします。
-

- 議長（鈴木和夫君） 本日の日程は終了しました。
明日9時30分より引き続き一般質問を行います。
本日は、これをもって散会いたします。
御苦労さまでした。

午後 3時45分 散 会

